第1節 目的等

第1 目的及び目標

(略)

また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業所が、災害により供給機能を速 やかに回復できなければ、その影響が広く<u>府民</u>生活や経済活動に及ぶことから、同計画と十分調整し、 連携を図る。

堺市地域防災計画(旧)

(略)

第2節 市域の概況

第1 地理的条件

2 地勢

(略)

また、市内を流れる一級河川は大和川※1、西除川※2、狭間川、東除川※2、平尾小川、二級河川は、石津川※2外9河川がある。

- ※1は水防法10条第2項に基づき指定した洪水予報河川で、近畿地方整備局大和川河川事務所と大阪管区気象台が共同して洪水予報を発表する河川。
- ※2は水防法13条に規定する水位周知河川で、洪水予報を行わないが、安全な場所への避難及びその準備を行う目安となる水位(避難判断水位(特別警戒水位))に達したとき、大阪府土木事務所が関係機関並びに一般に周知しなければならない河川。なお、東除川については堺市内に指定区間無し。

(略)

4 気候

(略)

また、年間平均風速は $2\sim3$ m / 秒程度で、海陸風のため東風と西風の出現頻度が高い。(「2012 堺の環境」より)

(略)

第2 社会的条件

1 十地利用

臨海部(堺浜)においては、液晶パネル工場・太陽電池工場を核とする環境共生型コンビナートや競争力の高い中小企業が集積する「堺浜テクノパーク」などの産業集積拠点を形成するとともに、民間活力を活かした、商業・スポーツ・集客機能や基幹的防災拠点など各種都市機能の集積を促進している。

(略)

堺市地域防災計画 (新)

第1節 目的等

第1 目的及び目標

(略)

また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業所が、災害により供給機能を速 やかに回復できなければ、その影響が広く<u>市民</u>生活や経済活動に及ぶことから、同計画と十分調整し、 連携を図る。

(略)

第2節 市域の概況

第1 地理的条件

2 地勢

(略)

また、市内を流れる一級河川は大和川※1、西除川※2、狭間川、東除川※2、平尾小川、二級河川は、石津川※2外9河川がある。

- ※1は水防法<u>第</u>10条第2項に基づき指定した洪水予報河川で、近畿地方整備局大和川河川事務所と 大阪管区気象台が共同して洪水予報を発表する河川。
- ※2は水防法<u>第</u>13条に規定する水位周知河川で、洪水予報を行わないが、安全な場所への避難及び その準備を行う目安となる水位(避難判断水位(特別警戒水位))に達したとき、大阪府土木事務 所が関係機関並びに一般に周知しなければならない河川。なお、東除川については堺市内に指定 区間無し。

(略)

4 気候

(略)

また、年間平均風速は $0.7\sim2.9$ m/秒程度で、海陸風のため東風と西風の出現頻度が高い。 (「2018堺の環境」より)

(略)

第2 社会的条件

1 土地利用

臨海部(堺浜)においては、液晶パネル工場を核とするコンビナートや競争力の高い中小企業が 集積する「堺浜テクノパーク」などの産業集積拠点を形成するとともに、民間活力を活かした、商 業・スポーツ・集客機能や基幹的防災拠点など各種都市機能の集積を促進している。

堺市地域防災計画(旧)

2 人口

<u>平成29年4月1日</u>現在堺市の人口(推計人口)は<u>835,467人</u>、世帯数は<u>353,417</u> 世帯であり、人口密度は1 k ㎡あたり<u>5,576人</u>となっている。

(略)

第3節 災害の想定

第1 想定災害

(略)

- 3 風水害
- 4 土砂災害
- 54 高潮災害
- **6**5 海上災害
- 76 大規模火災
- 87 危険物等災害
- 98 交通災害(航空災害、鉄道災害、道路災害)
- 109 その他の特殊災害

(略)

- 3 本計画が対象とする地震
- (1) 被害想定結果

【道路交通の被害】

平成29年4月現在、市が管理する<u>748</u>橋の橋りょうの内、<u>耐震性能を満たしていない橋</u> りょうは約330橋ある。

(略)

【ライフラインの被害】

・下水道

下水道の被害は下記の通りである。なお、上町断層帯地震の被害及び復旧日数については、 堺市下水道 BCP (業務継続計画)【管路・マンホールポンプ】地震編(第3版)による。

下水管きょ被害率: 25.0% (延長約830km、マンホールポンプ被害約60基)

復旧日数は、30日

(四欠)

ただし、一部機能(水処理機能など)は損傷を受けることを見込む。 南海トラフ巨大地震における被害想定については未設定。

堺市地域防災計画 (新)

2 人口

<u>令和元年9月1日</u>現在堺市の人口(推計人口)は<u>828,182人</u>、世帯数は<u>359,186世</u> 帯であり、人口密度は1k ㎡あたり<u>5,528人</u>となっている。 (略)

第3節 災害の想定

第1 想定災害

(略)

- 3 風水害 (内水氾濫、洪水氾濫、土砂災害)
- 4 高潮災害
- 5 海上災害
- 6 大規模火災
- 7 危険物等災害
- 8 交通災害(航空災害、鉄道災害、道路災害)
- 9 その他の特殊災害

(略)

- 3 本計画が対象とする地震
- (1) 被害想定結果

【道路交通の被害】

平成<u>31</u>年4月現在、市が管理する<u>749</u>橋の橋りょうの内、<u>耐震化が必要な橋りょうは1</u> <u>22橋</u>ある。

(略)

【ライフラインの被害】

• 下水道

下水道の被害は下記の通りである。なお、上町断層帯地震の被害及び復旧日数については、 堺市下水道 BCP (業務継続計画)【管路・マンホールポンプ】<u>地震・津波編(第4版)</u>による。

下水管きょ被害率: 25.0% (延長約830km、マンホールポンプ被害約60基)

(略)

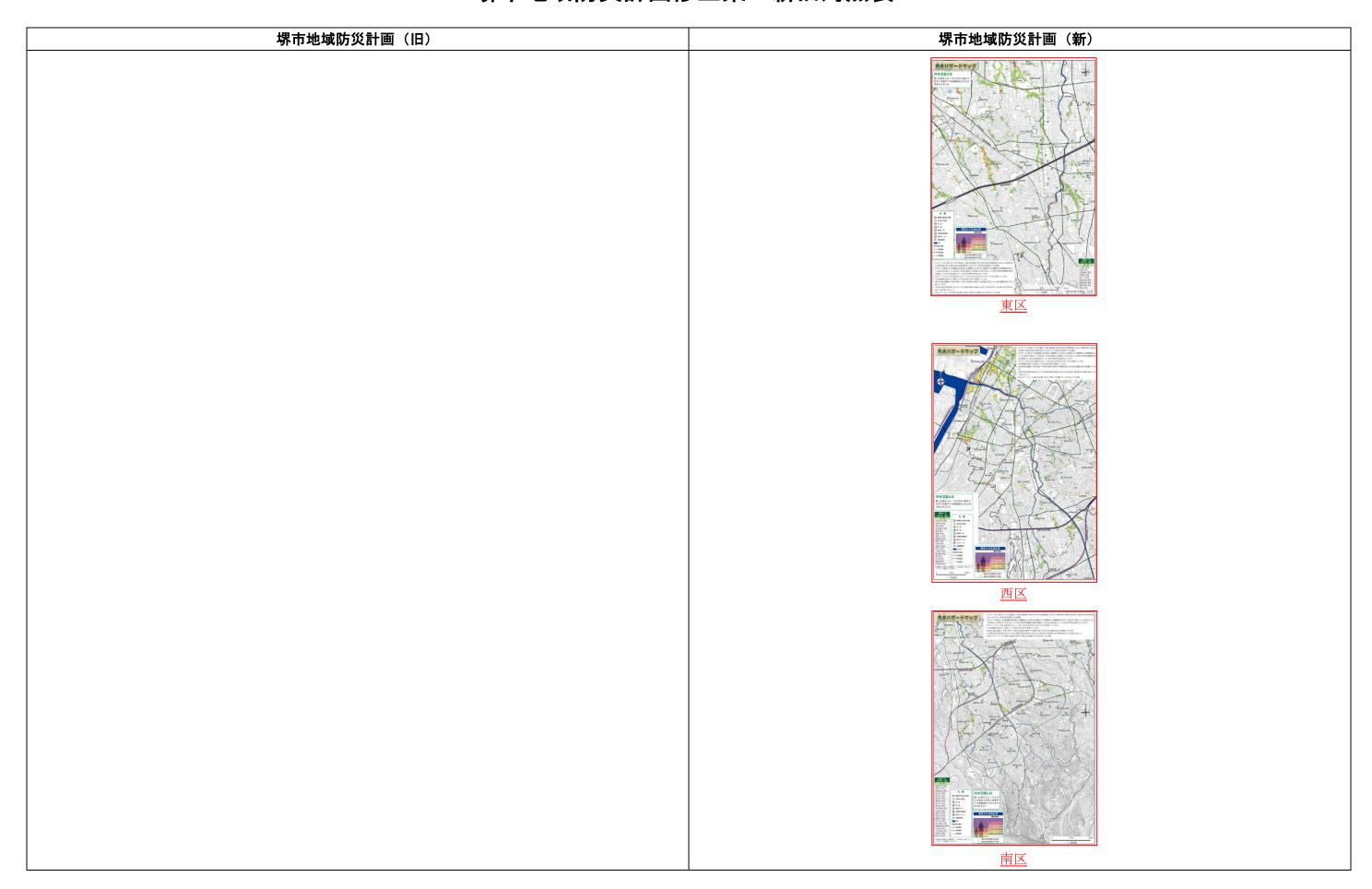
ただし、一部機能(水処理機能など)は損傷を受けることを見込む。

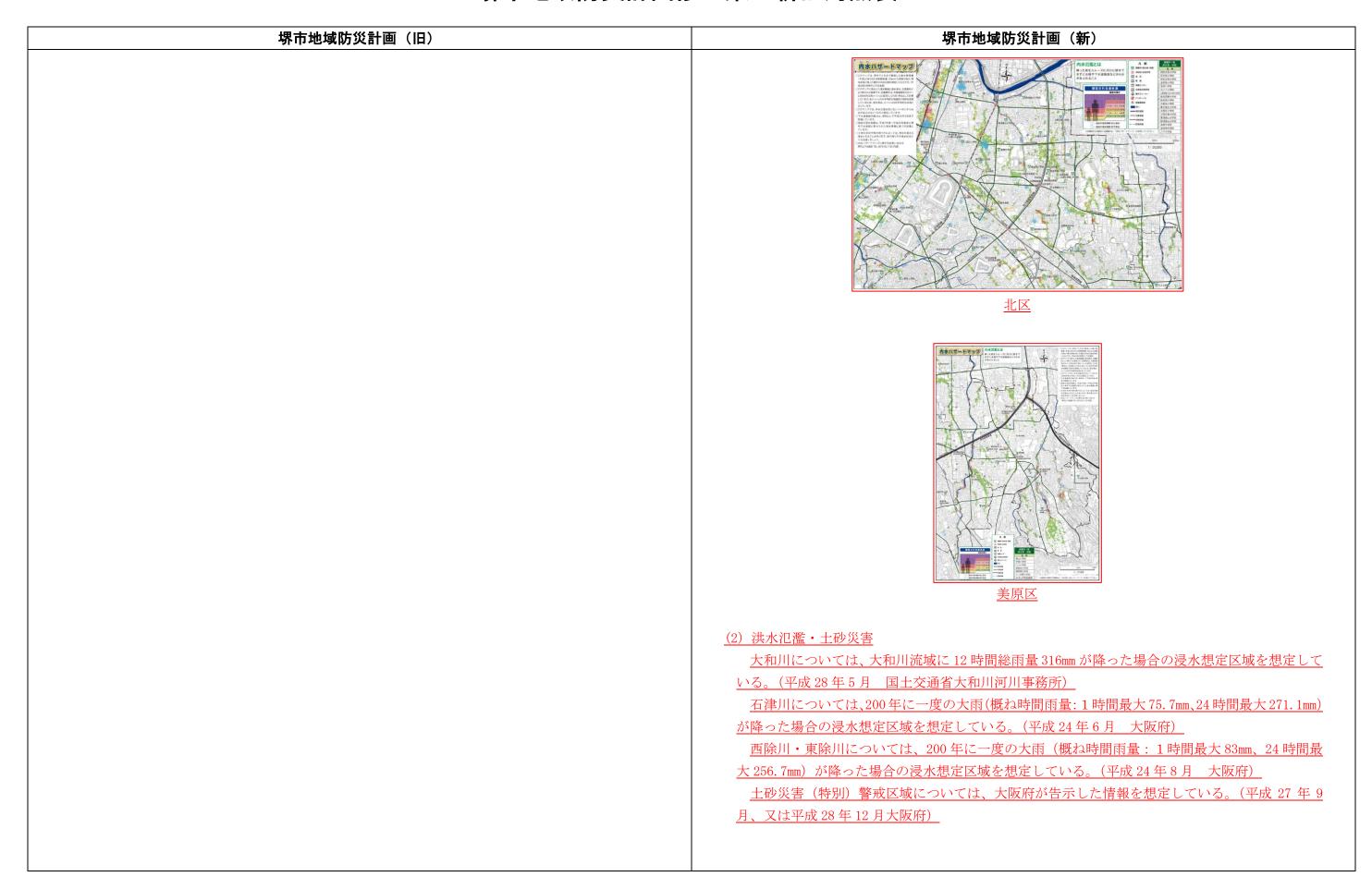
南海トラフ巨大地震における被害想定については、下水管きょ被害率 21.0% (延長約 690km、マンホールポンプ被害 約50基)。

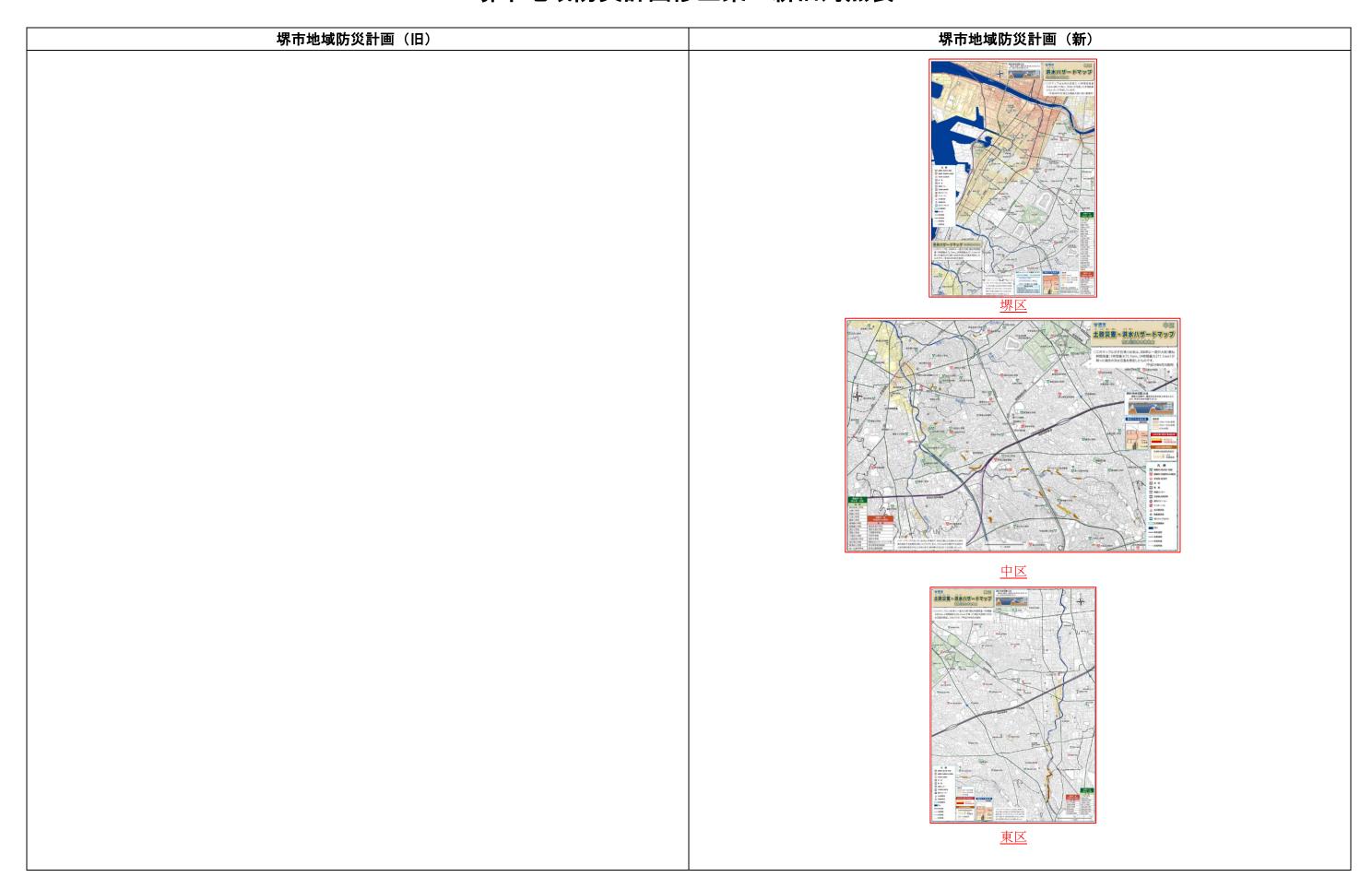
下水処理場及びポンプ場については、被害想定を行っていないが、地震動による被害は上町 断層帯地震による被害想定内とする。ただし、津波浸水による電気系統の故障により揚水機能 及び水処理機能等の機能停止が想定される。

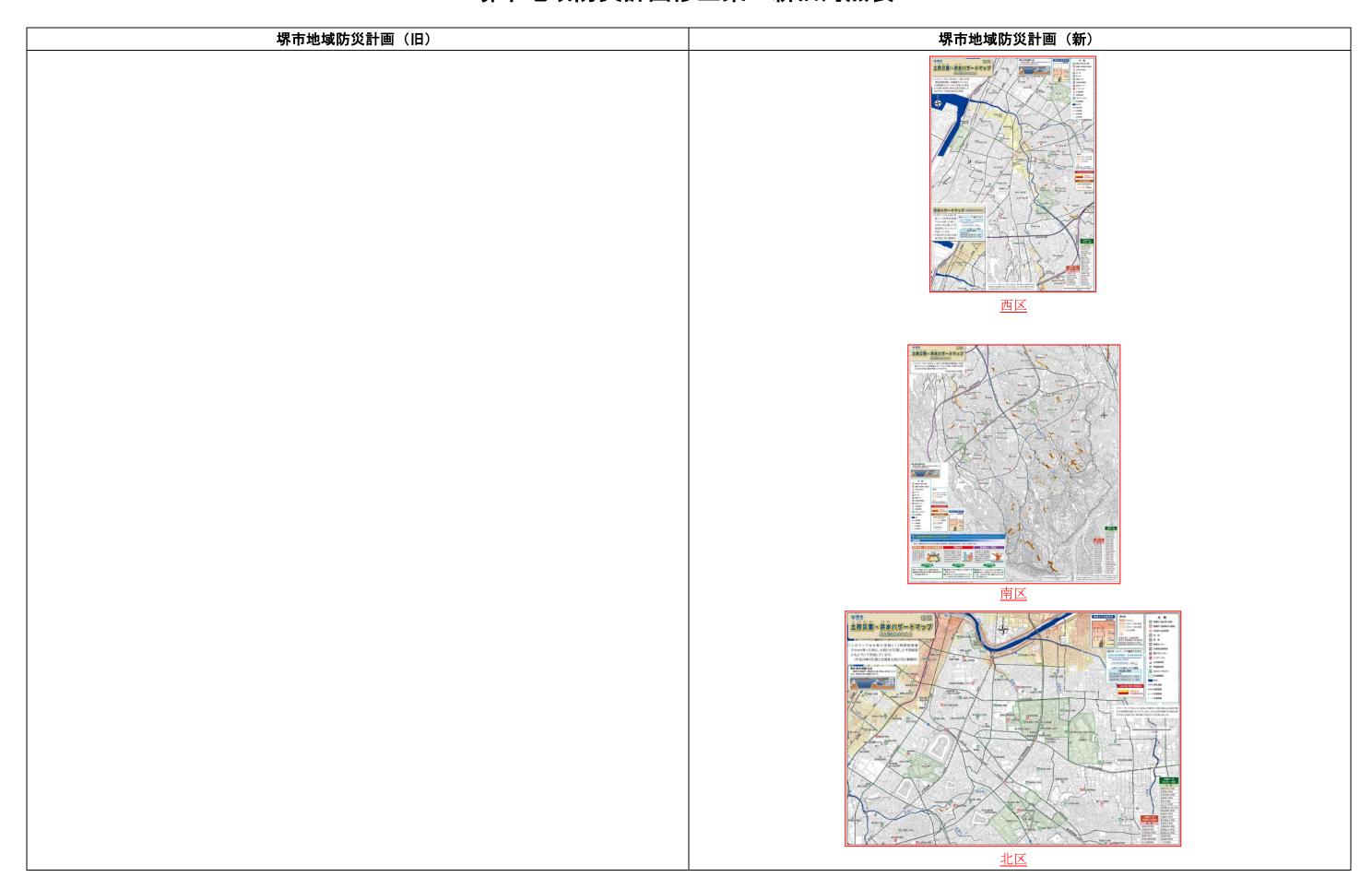
4 風水害の各種リスク

| 堺市地域防災計画(旧) | 界市地域防災計画(新) |
|-------------|--|
| | (1) 内水氾濫 |
| | 市では、本市でこれまで観測した最大降水量(平成20年9月5日時間雨量:93mm)と同様の雨 |
| | が、市全域に降った場合の内水氾濫を、次のように想定している。 |
| | |
| | <u> </u> |
| | PROBLEM TO THE PROPERTY OF TH |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |









美原区

堺市地域防災計画(新)

第2 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ巨大地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月(最終改正平成27年6月)に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、同法第3条の規定に基づき、平成15年12月17日に1都2府18県652市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)として指定された。

堺市地域防災計画(旧)

第4節 防災関係機関の業務大綱

- 第1 堺市
- 8 健康福祉局

(略)

(3) 高齢施策推進課

(略)

(11)保健所

(略)

- ア 災害時の医療体制の整備計画に関すること。
- イ 災害時医薬品の備蓄及び医療器材の整備に関すること。
- ウ感染症予防に関すること。
- エ 毒物・劇物の災害予防に関すること。
- オ 食品衛生の監視及び感染症対策に関すること。
- カ飲食物の安全確保に関すること。
- キ 被災したペットの一時収容などの対策に関すること。
- クー局内の災害対策の調整に関すること。

(略)

第2 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ巨大地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月(最終改正平成30年5月)に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、同法第3条の規定に基づき、平成26年3月28日時点で1都2府26県707市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)として指定された。

第4節 防災関係機関の業務大綱

- 第1 堺市
- 8 健康福祉局

(略)

(3) 長寿支援課

(略)

(11)保健所

(略)

- ア 災害時の医療体制の整備計画に関すること。
- イ 災害時医薬品の備蓄及び医療器材の整備に関すること。
- ウ 感染症予防に関すること。
- エ 毒物・劇物の災害予防に関すること。
- オ 食品衛生の監視及び感染症対策に関すること。
- カ飲食物の安全確保に関すること。
- キ 被災したペットの一時収容などの対策に関すること。

| 堺市地域防災計画(旧) | 堺市地域防災計画(新) |
|---|---|
| 9 子ども青少年局 | 9 子ども青少年局 |
| 9 子とも月少午周 (3) 幼保運営課 | |
| 災害時における臨時保育に関すること。 | (3) <u>子育て支援部</u> ア 幼児、児童の安全の確保に関すること。 |
| 次古时における臨时休月に関すること。 (略) | |
| (吨分) | <u>イ 市内認定こども園や保育所等への支援に関すること。</u> ウ 災害時における臨時保育に関すること。 |
| | <u>グ</u> 火音時における瞬時に関すること。 (略) |
| | |
| 11 建築都市局 | |
| (略) | (略) |
| (6) 住宅まちづくり課 | (6) 住宅まちづくり課 |
| (略) | (略) |
| カ <u>り</u> 災都市借地借家臨時処理法に関すること。 | カ <mark>罹</mark> 災都市借地借家臨時処理法に関すること。 |
| (略) | (略) |
| (9) 建築監理課・建築課・設備課 | (9) 建築監理課・建築課・設備課 |
| ア 市有建築物 (新築) の耐震化に関すること。 | ア 市有建築物 (新築) の耐震化に関すること。 |
| イ 市有建築物 (既設) の耐震化促進に関すること。 | イ 市有建築物 (既設) の耐震化促進に関すること。 |
| ウ 応急仮設住宅 <mark>の</mark> 建設に関すること。 | ウ 応急仮設住宅建設に関すること。 |
| (略) | (略) |
| 12 建設局 | 1 2 建設局 |
| (略) | (略) |
| (2) 土木監理課 | (2) 土木監理課 |
| イ 水防に関すること。 | イ <u>河川、海岸などの</u> 水防に関すること。 |
| (略) | (略) |
| (5) 河川水路課 | (5) 河川水路課 |
| ア 河川等の整備に関すること。 | ア 河川等の整備に関すること。 |
| イ 土砂災害危険 <mark>地</mark> 等の把握及び調整に関すること。 | イ 土砂災害危険 <mark>箇所</mark> 等の把握及び調整に関すること。 |
| (略) | (略) |
| 16 上下水道局 | 16 上下水道局 |
| (野各) | (略) |
| エ 上水道事業及び下水道事業の広域応援の要請に関すること。 | エ 水道事業及び下水道事業の広域応援の要請に関すること。 |
| (略) | (略) |
| 第3 府警察 | 第3 府警察 |
| (略) | (略) |

堺市地域防災計画(旧)

(5) 遺体の検視(<u>遺</u>体調査)等の措置に関すること。

(略)

第6 指定地方行政機関

- 1 近畿総合通信局
- (1) 非常通信体制の整備
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施
- (3) 災害時における電気通信の確保
- (4) 非常通信への妨害の排除及び混信の除去
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握

(略)

3 近畿地方整備局

(略)

- (14) 基幹的広域防災拠点の整備及び復旧に関すること。
- (15) 港湾広域防災区域の指定と大規模災害時の運用管理
- (16) 市が住民に対して避難のため立退きの勧告、もしくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置 を指示しようとする場合、必要に応じて助言を求めた場合、その所掌事務について必要な助言を行 うこと。

4 近畿運輸局

- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報提供
- 5 近畿地方測量部
- (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報(地図・写真等)の把握及び提供に関すること。
- (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること。

(略)

7 近畿中部防衛局

- (1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること
- (2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する大阪府その他必要な関係機関との連絡調

堺市地域防災計画 (新)

(5) 遺体の検視(死体調査)等の措置に関すること。

(略)

第6 指定地方行政機関

- 1 近畿総合通信局
- (1) 非常通信体制の整備に関すること。
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施に関すること。
- (3) 災害時における電気通信の確保に関すること。
- (4) 非常通信への妨害の排除及び混信の除去に関すること。
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
- (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出しに関すること。

(略)

3 近畿地方整備局

(略)

- (14) 基幹的広域防災拠点の整備及び復旧に関すること。
- (15) 港湾広域防災区域の指定と大規模災害時の運用管理に関すること。
- (16) 市が住民に対して避難のため立退きの勧告、もしくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合、必要に応じて助言を求めた場合、その所掌事務について必要な助言を行うこと。

4 近畿運輸局

- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること。
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関すること。
- (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請に関すること。
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること。
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報提供に関すること。
- 5 近畿地方測量部
- (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報(地図・写真等)の把握及び提供に関すること。
- (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること。
- (3) 防災地理情報の整備に関すること。

(略)

7 近畿中部防衛局

- (1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。
- (2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する大阪府その他必要な関係機関との連

堺市地域防災計画修正案 新旧対照表 総則 堺市地域防災計画(旧) 堺市地域防災計画(新) 整の協力に関すること 絡調整の協力に関すること。 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関するこ (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡 第7 指定公共機関 第7 指定公共機関 1 西日本電信電話株式会社(大阪支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(関西 1 西日本電信電話株式会社 (大阪支店)、NTTコミュニケーションズ株式会社 (関西営業支店)、 営業支店)、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及び株式会社エヌ・テ ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及び株式会社NTTドコモ(以下 イ·ティ·ドコモ(以下「西日本電信電話株式会社等」という。) 「西日本電信電話株式会社等」という。) (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。 (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。 (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。 (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。 (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。 (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。 (4) 災害時における重要通信確保に関すること。 (4) 災害時における重要通信確保に関すること。 (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。 (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。 (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。 (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。 (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。 (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。 (8) 「災害伝言板サービス」の提供に関すること。 (略) (略) 3 日本赤十字社(大阪府支部) 3 日本赤十字社(大阪府支部) (略) (略) (2) 災害時における血液製剤等の供給に関すること。 (2) 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること。 (略) (3) 災害時における救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。 (※以下、各項番号を繰り下げ) (略)

6 大阪ガス株式会社(南部導管部)

(略)

(4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

(略)

8 関西電力株式会社(南大阪営業所)

(略

(4) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

(略)

第8 指定地方公共機関

6 大阪ガス株式会社(南部導管部)

(略)

(4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

(5) 施設の被災状況の情報提供に関すること。

(略)

8 関西電力株式会社(南大阪営業所)

(略)

- (4) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。
- (5) 施設の被災状況の情報提供に関すること。

(略)

第8 指定地方公共機関

堺市地域防災計画(旧)

(略)

- 5 一般社団法人大阪府トラック協会(泉州支部)
- (1) 災害時における緊急物資等の緊急輸送の協力に関すること。
- (2) 復旧資器材等の輸送協力に関すること。
- 6 一般社団法人大阪府LPガス協会
- (1) エルピーガス施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 災害時におけるエルピーガスによる二次災害防止に関すること。
- (3) 災害時におけるエルピーガス及びエルピーガス器具等の供給確保に関すること。
- (4) 被災エルピーガス施設の復旧事業の推進に関すること。

(略)

第5節 市民、事業者の基本的責務

第1 市民

<u>自らの安全は自ら守ることが防災の基本である。市民はこのことを自覚し、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、次のことに努める。</u>

(略)

第2 事業者

<u>自らが災害時に果たす役割を十分に認識し、従業員や利用者等の安全を確保するなど防災体制の充</u> 実を図るとともに、地域の防災活動への積極的な協力に努める。

<u>なお、</u>災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

堺市地域防災計画(新)

(略)

- 5 一般社団法人大阪府トラック協会(泉州支部)
- (1) 緊急輸送体制の整備に関すること。
- (2) 災害時における緊急物資等の緊急輸送の協力に関すること。
- (3) 復旧資器材等の輸送協力に関すること。
- 6 一般社団法人大阪府LPガス協会
- (1) LPガス施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 災害時における L P ガスによる二次災害防止に関すること。
- (3) 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関すること。
- (4) 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関すること。

(略)

第5節 市民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、とも に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させて いくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 市民

市民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には 自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害か ら得られた教訓の伝承に努めなければならない。

(略)

第2 事業者

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を策定し、企業防災を進めるとともに、地域の防災活動に協力・参画するよう努めなければならない。

<u>また、</u>災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

住民及び事業者は、NPOやボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等 を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要 支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

堺市地域防災計画(旧)

第1章 被害の発生抑止・軽減

第1節 建築物の耐震化・不燃化

- 第1 既存建築物の防災対策の促進
- 1 耐震対策の促進

(略)

(2) 民間建築物

(略)

ク 共助の避難場所(地域の自治会館等)への耐震診断・耐震改修などを補助の実施

(略)

第2節 都市基盤施設の被害防止

第1 十木構造物の耐震対策等の推進

(略)

3 ため池施設の安全確保(産業振興局)

ため池の決壊等による水害を防止するため、<u>老朽化が進んでいるため池の堤防等を調査し、危険箇</u>所には必要な対策を講じるよう、ため池管理者に対して啓発指導を行う。

(略)

- 第2 ライフライン・放送施設災害予防対策
- 1 上水道施設

上水道施設の耐震化を、老朽化施設の整備及び改良とあわせて推進するとともに、施設の常時監視及び点検を<u>強化し、保全に努め、</u>災害発生に伴う被害を最小限度にとどめる。

(略)

(2) 送・配水管路施設

水道部は、送水管及び配水管の耐震化や、老朽管などの<u>敷設</u>替えを重点的に行い、耐震管路網を整備する。特に指定避難所や医療施設等への給水ルートを優先的に耐震化する。

(略)

堺市地域防災計画 (新)

第1章 被害の発生抑止・軽減

第1節 建築物の耐震化・不燃化

- 第1 既存建築物の防災対策の促進
- 1 耐震対策の促進

(略)

(2) 民間建築物

(略)

ク 共助の避難場所(地域の自治会館等)への耐震診断・耐震改修など<u>の</u>補助の実施

(略)

3 ブロック塀等の安全対策

道路に面するブロック塀等が倒壊した場合、通行人に危害が及ぶ可能性があり、避難・救援活動の 支障となることから、市は安全点検の実施や補助金制度について周知し、地震時の道路等の通行の安 全、迅速な避難のための経路の確保を促進する。

第2節 都市基盤施設の被害防止

第1 土木構造物の耐震対策等の推進

(略)

3 ため池施設の安全確保(産業振興局)

ため池の決壊、水路の氾濫等による<u>浸水被</u>害を防止するため、<u>適正な維持管理のもと、府、ため池</u>管理者等と連携して、ため池施設の改修・補強を進めるとともに、防災意識の向上を図るハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備を進める。

- 第2 ライフライン・放送施設災害予防対策
- 1 上水道施設

上水道施設の耐震化を、老朽化施設の整備及び改良とあわせて推進するとともに、施設の常時監視及び点検を<u>強化、保全し、</u>災害発生に伴う被害を最小限度にとどめる。

(略)

(2) 送·配水管路施設

水道部は、送水管及び配水管の耐震化や、老朽管などの<mark>布設</mark>替えを重点的に行い、耐震管路網を整備する。特に指定避難所や医療施設等への給水ルートを優先的に耐震化する。

堺市地域防災計画(旧)

2 下水道施設

ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については清掃、浚渫、補修及び改良<u>に努め</u>、地震及び風水害による被害を最小限度に<u>とどめる</u>。特に地震については、下水道総合地震対策計画に基づき年次的に事業を実施する。

(1) 処理施設

電気及び機械設備については、維持管理を適切に行うとともに、耐用年数及び老朽度を考慮して必要な改築更新を実施する。

土木構造物については、電気及び機械設備の改築更新に合わせて必要な補強を実施する等、効率的な対策に努める。

また、下水処理場間のネットワーク化を図り、被災時の水処理機能の確保に努める。

- (2) 緊急交通路、軌道敷に埋設されている管渠及び防災拠点と下水処理場を結ぶ重要な幹線等の耐震化を行う。
- (3) 管路施設

下水道部は、定期的なパトロールの実施及び常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、接合不良、不等沈下又は損傷が発生している管渠の補修及び布設替えを行う。

(略)

6 電線共同溝の整備(近畿地方整備局、市)

(略)

第3節 津波被害防止対策の推進

第1 津波対策

【危機管理室、建設局、<mark>建築都市局、</mark>各施設管理者】

(略)

3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者(府、建設局、各施設管理者)

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ巨大地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の内水排除施設等について、施設整備、補強、点検等の方針・計画を定めるとともに、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(略)

堺市地域防災計画(新)

2 下水道施設

ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については清掃、浚渫、補修及び改良<u>を行い</u>、地震及び風水害による被害を最小限度に<u>とする</u>。特に地震については、下水道総合地震対策計画に基づき年次的に事業を実施する。

(1) 処理施設

電気及び機械設備については、維持管理を適切に行うとともに、耐用年数及び老朽度を考慮して必要な改築更新を実施する。

土木構造物については、電気及び機械設備の改築更新に合わせて必要な補強を実施する等、効率的な対策を行う。

また、下水処理場間のネットワーク化を図り、被災時の水処理機能を確保する。

- (2) <u>重要物流道路、</u>緊急交通路、軌道敷に埋設されている管渠及び防災拠点と下水処理場を結ぶ重要な幹線等の耐震化を行う。
- (3) 管路施設

下水道部は、定期的なパトロールの実施及び常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、接合不良、不等沈下又は損傷が発生している管渠の補修及び改築更新(布設替え、管更生)を行う。

(略)

6 電線共同溝の整備(近畿地方整備局、府、市)

(略)

第3節 津波被害防止対策の推進

第1 津波対策

【危機管理室、<u>区役所、</u>建設局、各施設管理者】

(略

3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者(府、建設局、各施設管理者)

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ巨大地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、防潮堤、堤防、水門及び防潮扉等の外水排除施設等について、施設整備、補強、点検等の方針・計画を定めるとともに、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

堺市地域防災計画(旧)

第3 南海トラフ巨大地震による津波からの避難対策

【危機管理室、建築都市局、健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会】 (略)

3 避難路の安全確保

(略)

第4 津波防災地域づくりの推進

【危機管理室、建築都市局】

(略)

第4節 水害予防対策の推進

- 第1 洪水対策
- 3 堺市長管理河川

準用河川、普通河川及び一級河川狭間川、二級河川内川・土居川・内川放水路を管理している。 準用河川、普通河川については、10年に一度の降雨に対応できるよう、また、一、二級河川においては、各河川の河川整備計画に基づいた整備を進め、治水機能を確保するとともに、水と緑の空間として環境に配慮した改修を進める。

(略)

第4 水害減災対策の推進

【近畿地方整備局、府、危機管理室】

(略)

1 洪水予報及び水防警報等

(略)

(9) 大規模工場等おける避難体制等

(略)

- 2 洪水リスクの開示
- (1) 洪水リスクの開示

府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

(2) 洪水リスクの周知及び利用

府及び市は、公表された洪水リスクを住民に周知させるため、説明会・講習会等の必要な措置 を講じるように努めるとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に

堺市地域防災計画 (新)

第3 南海トラフ巨大地震による津波からの避難対策

【危機管理室、建築都市局、健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会<u>、区役所</u>】 (政)

3 避難路の安全確保

市は、府、府警察及び道路管理者と連携して、住民の安全のために避難路の確保に努める。 (略)

第4 津波防災地域づくりの推進

【危機管理室、建築都市局、府】

(略)

第4節 水害予防対策の推進

- 第1 洪水対策
- 3 堺市長管理河川 (堺市)

準用河川、普通河川及び一級河川狭間川、二級河川内川・土居川・内川放水路を管理している。 準用河川、普通河川については、10年に一度の降雨に対応できるよう、また、一、二級河川におい ては、各河川の河川整備計画に基づいた整備を進め、治水機能を確保するとともに、水と緑の空間とし て環境に配慮した改修を進める。

(略)

第4 水害減災対策の推進

【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、上下水道局、消防局】

(略)

1 洪水予報及び水防警報等

(略)

(9) 大規模工場等における避難体制等

(略)

- 2 洪水リスクの開示
- (1) 洪水リスクの開示

府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供 及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水リスクの周知及び利用

府及び市は、公表された洪水リスクを住民に周知させるため、説明会・講習会等の必要な措置 を講じるように努めるとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に

堺市地域防災計画(旧)

関する計画を策定する際に参考とする。

(略)

4 水防と河川管理等の連携

府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の 危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川 管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計 画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。

第5 下水道の整備

【上下水道局】

公共下水道施設整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。

汚水整備に関しては、平成<u>28</u>年度末で、堺市の行政区域面積14,982haに対して、下水道必要整備面積が12,707haあり(臨海工業地帯と緑地の一部を除く。)、そのうち処理区域の面積は<u>10,079ha</u>で、下水道処理人口普及率<u>98.0%</u>となっている。(下水道処理人口普及率とは、行政区域内人口に対する下水道法9条による供用開始の公示区域内人口の割合。(人口は住民基本台帳))

(略)

第6 ため池の整備

1 ため池の現状

市内には約640か所のため池があり、約900haの水田の灌漑用水源として重要な役割を果たしている。

(略)

第5節 土砂災害予防対策の推進

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

(略)

堺市地域防災計画(新)

関する計画を策定する際に参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。 (略)

4 水防と河川管理等の連携

府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の 危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川 管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計 画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。

市は、国や府が組織する複合時な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」等を活用し、国、府、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

5 ため池の治水活用

市は、府、ため池管理者等関係機関と連携して、ため池の持つ洪水調節機能の保全に努める。

第5 下水道の整備

【上下水道局】

公共下水道施設整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。

汚水整備に関しては、平成<u>30</u>年度末で、堺市の行政区域面積14,982haに対して、下水道必要整備面積が12,707haあり(臨海工業地帯と緑地の一部を除く。)、そのうち処理区域の面積は<u>10,121ha</u>で、下水道処理人口普及率<u>98.3%</u>となっている。(下水道処理人口普及率とは、行政区域内人口に対する下水道法9条による供用開始の公示区域内人口の割合。(人口は住民基本台帳))

(略)

第6 ため池の整備

1 ため池の現状

市内には約610か所のため池があり、約900haの水田の灌漑用水源として重要な役割を果たしている。

(略)

第5節 十砂災害予防対策の推進

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

堺市地域防災計画(旧)

6 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

府は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知する。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条、29条、30条)

(略)

第6節 危険物等災害予防対策

第3 毒物劇物等災害予防対策

【消防局】

毒物及び劇物取締法に基づく製造所等に関する規制事務は、府により実施され安全対策が図られている。消防局は防災関係機関や府及び事業者との協力、連携を図り、より一層の安全化の推進に努める。(略)

第2章 災害の拡大の抑止

第1節 市民防災意識の高揚

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施などにより、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違いや性的マイノリティの方等被災者の多様性に配慮した体制が整備されるよう努める。

第1 防災知識の普及啓発

【危機管理室、区役所、教育委員会】

市及び防災関係機関は、<u>住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動</u> を行うよう、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の 確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、防災に関する計画や

堺市地域防災計画(新)

- 6 土砂災害特別警戒区域内における住宅の移転等についての補助制度の周知
- 市は、土砂災害特別警戒区域に指定された日以前から区域内に存在する住宅の除却・移転等に要する経費や土砂の待ち受け壁の設置に対する補助制度について、積極的に周知し制度の活用を促進する。
- 7 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

府は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知する。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条、29条、30条)

(略)

第6節 危険物等災害予防対策

第3 毒物劇物等災害予防対策

【健康福祉局、消防局】

健康福祉局は、災害時において、毒物劇物による危害を防止するため毒物劇物販売業者及び毒物劇物を業務上使用する者に対し、販売、使用のあらゆる段階において、次のとおり規制、指導を行い災害防止対策を講じる。消防局は防災関係機関や府及び事業者との協力、連携を図り、より一層の安全化の推進に努める。

(略)

第2章 災害の拡大の抑止

第1節 市民防災意識の高揚

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施などにより、幼児期からその発達 段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚に努める。こ れらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するととも に、被災時の男女のニーズの違いや性的マイノリティの方等被災者の多様性に配慮した体制が整備さ れるよう努める。

また、行政主導等のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化 することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発

【危機管理室、区役所、教育委員会】

市及び防災関係機関は、<u>地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を</u> 周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行う よう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育

堺市地域防災計画(旧)

マニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

さらに、教育機関のみならず、社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災知識の普及啓発を図る。

1 普及啓発の内容

(略)

- (3) 災害時の行動
- ア 身の安全の確保方法
- イ 緊急地震速報等の各種災害情報の入手及びその活用方法
- ウ 気象予警報や避難情報等の意味

(略)

- 2 普及啓発の方法
- (1) ホームページ、パンフレット等による啓発

防災パンフレット、<u>ビデオ</u>等を作成、活用するとともに、広報紙(広報誌)及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発を実施する。

また、点字版、外国語版のパンフレットの作成や<u>ビデオ</u>への字幕・手話通訳の挿入等、視覚障害者・聴覚障害者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 地域活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間、及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

(略)

- 第2 学校園・認定こども園等における防災教育
- 1 学校園・認定こども園等における防災教育の実施

(略)

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

第3 災害教訓の伝承

堺市地域防災計画 (新)

の普及推進を図る。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。 また、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー等)の連

1 普及啓発の内容

(略)

- (3) 災害時の行動
 - ア 身の安全の確保方法
 - イ 緊急地震速報等の各種災害情報の入手及びその活用方法

携により、高齢者等の避難行動に対する理解の促進を図る。

- ウ 気象予警報や避難情報、<u>5段階の警戒レベル</u>等の意味 (略)
- 2 普及啓発の方法
- (1) ホームページ、パンフレット等による啓発

防災パンフレット、**DVD**等を作成、活用するとともに、広報紙(広報誌)及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発を実施する。

また、点字版、外国語版のパンフレットの作成や<u>DVD</u>への字幕・手話通訳の挿入等、視覚障害者・聴覚障害者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。 (略)

(2) 地域活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティア週間、及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

(略)

- 第2 学校園・認定こども園等における防災教育
- 1 学校園・認定こども園等における防災教育の実施

(略)

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、<u>登下校時の対応を含め、</u>適宜、危機等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

第3 災害教訓の伝承

堺市地域防災計画(旧)

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料を広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災体制の整備

第1 地区防災計画の策定等

(略)

2 地域防災計画への規定

本市では次の方法で<mark>地域</mark>防災計画を地域防災計画に規定する。具体的な運用方法については「堺市地区防災計画の規定手続に関する要綱」に基づき実施する。

(略)

堺市地域防災計画(新)

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料を広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント、<u>自然災害伝承碑</u>等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災体制の整備

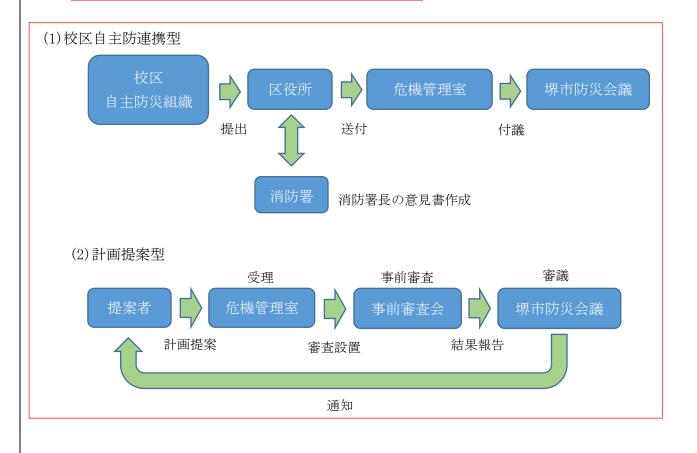
第1 地区防災計画の策定等 (略)

(略)

2 地域防災計画への規定

本市では次の方法で<mark>地区</mark>防災計画を地域防災計画に規定する。具体的な運用方法については「堺市地区防災計画の規定手続に関する要綱」に基づき実施する。

4 地区防災計画を定める手続き 地区防災計画を定める手続きは以下のとおりとする。



5 地域防災計画に定める地区防災計画

| 錦西校区地区防災計画 | <u>鳳校区地区防災計画</u> |
|------------|------------------|
| 鳳南校区地区防災計画 | 上野芝校区地区防災計画 |

| 堺市地域防災計画(旧) | 堺市地域防災計画(新) | | |
|-------------|-------------------------|--|--|
| | <u>向丘校区地区防災計画</u> | | |
| | 福泉東校区地区防災計画 上神谷校区地区防災計画 | | |
| | 御池台校区地区防災計画 金岡校区防災カルテ | | |

第3 事業所による自主防災体制の整備

従業員、利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続とともに地域への貢献・地域との共生という観点から、事業所に対して広報紙又は消防署による予防査察を通じて自主防災体制の整備について指導、助言又は啓発を行う。

(略)

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定(介護保険法等)や、災害に対応 するための災害毎の規定(水防法等)により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

市及び府は、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取り組みを支援するとともに、事業者の防災力向上を促進する。

(略)

- 1 指導、助言又は啓発の内容
- (1) 平常時の活動

(略

エ 災害発生への備え(飲料水・食料・その他物資・資器材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難 方法等の確認)

(略)

第3節 都市の防災機能の強化

- 第1 防災空間の整備
- 1 都市公園等の整備

(略)

(1) 都市公園の現況

平成26年3月31日現在、1, 161か所、696. 18 h a の都市公園を開設しており、市民一人当たりの都市公園面積は、8. 29 m である。

(略)

第3 事業所による自主防災体制の整備

事業者は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

市は、従業員、利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続とともに地域への貢献・地域との 共生という観点から、事業所に対して広報紙又は消防署による予防査察を通じて自主防災体制の整備 について指導、助言又は啓発を行う。

(略

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害毎の規定(水防法等)により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

<u>なお、市は商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減</u> 災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に取り組む。

市及び府は、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取り組みを支援するとともに、事業者の防災力向上を促進する。

(略)

- 1 指導、助言又は啓発の内容
- (1) 平常時の活動

(略)

エ 災害発生への備え(飲料水・食料・その他物資・資器材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難 方法等の確認、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保)

(略)

第3節 都市の防災機能の強化

- 第1 防災空間の整備
- 1 都市公園等の整備

(略)

(1) 都市公園の現況

平成31年3月31日現在、1, 183か所、705. 48haの都市公園を開設しており、市民一人当たりの都市公園面積は、8.51㎡である。

堺市地域防災計画(旧)

第5節 消火・救助・救急体制の整備

第1 消防力の強化

3 消防活動体制の整備

(略)

(2) 情報伝達体制の整備充実

地震災害発生時における情報伝達体制の強化をはじめ、効果的な消防活動が展開できるよう地 震災害消防活動訓練を実施し、体制の整備充実を図る。

また、平成 25 年 5 月に全国瞬時警報システム(J-ALE RT)が整備完了し、大規模災害発生時の初動体制確立のため活用している。

(略)

(9) 住民広報の徹底

住民の安全確保のため、ホームページ<u>の</u>活用した災害に関する注意喚起及び情報の提供、また報道機関への災害情報の提供など、適切な住民広報の実施体制整備に努める。

(略)

第3 地域の力による救助活動体制の整備

【危機管理室、健康福祉局、消防局】

(略)

第6節 災害時医療体制の整備

災害時の医療救護活動が迅速かつ適切に行えるよう、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」(平成26年3月大阪府医療対策課)に基づき、府及び医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制(及びその活動マニュアル)を整備する。

(略)

第6 患者等搬送体制の確立

3 医薬品等物資の輸送

(略)

(2) 府

市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係 団体の協力を得て、医療救護活動に必用な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。 また必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入窓口を設 置し調整を行う。

(略)

堺市地域防災計画 (新)

第5節 消火・救助・救急体制の整備

- 第1 消防力の強化
- 3 消防活動体制の整備

(略)

(2) 情報伝達体制の整備充実

地震災害発生時における情報伝達体制の強化をはじめ、効果的な消防活動が展開できるよう地 震災害消防活動訓練を実施し、体制の整備充実を図る。

また、平成 25 年 5 月に全国瞬時警報システム(J-ALE RT)が整備完了し、大規模災害発生時の初動体制確立のため活用している。

(略)

(9) 住民広報の徹底

住民の安全確保のため、ホームページ<u>を</u>活用した災害に関する注意喚起及び情報の提供、また報道機関への災害情報の提供など、適切な住民広報の実施体制整備に努める。

(略)

第3 地域の力による救助活動体制の整備

【危機管理室、健康福祉局、消防局、区役所】

(略)

第6節 災害時医療体制の整備

災害時の医療救護活動が迅速かつ適切に行えるよう、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」(大阪府医療対策課)に基づき、府及び医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制(及びその活動マニュアル)を整備する。

(略)

- 第6 患者等搬送体制の確立
- 3 医薬品等物資の輸送

(略)

(2) 府

市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係 団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。 また必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入窓口を設置し調整を行う。

第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備

(略)

第2 広域避難地、避難路等の安全性の向上

【危機管理室】

- 1 広域避難地等
 - (1) 広域避難地誘導標識の設置
 - (2) 防災行政無線(同報系)屋外子局の増設など避難住民への情報伝達手段の整備

堺市地域防災計画(旧)

- (3) 広域避難地内市有建築物の耐震化の促進
- (4) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (5) 複数の進入口の整備

(略)

第3 指定避難所の指定、整備

(略)

1 指定避難所

市立の小・中・高等学校及び府立高等学校のほか、文化・スポーツ施設を中心として指定する。 <u>平成29年</u>4月現在、風水害時は<u>110</u>か所、地震災害時は<u>162</u>か所の指定避難所を開設する。 (略)

4 指定避難所の管理運営体制の整備

(略)

- (1) 指定避難所は、堺市災害対策本部からの指示により、<u>災害地区班員</u>が自主防災組織等の協力を得て開設する。ただし、市域において震度6弱以上を観測した場合は、使用可能の判定後、堺市災害対策本部等の指示を待つことなく速やかに開設する。
- (2) 市(災害対策本部等) と区災害対策本部、指定避難所の連絡、伝達等は、電話又は防災行政無線 により行う。
- (3) 指定避難所の運営は、区災害対策本部、災害地区班員、地域の自治会及び自主防災組織との連携により行う。

(略)

5 避難所生活長期化に対応する環境整備

(略)

- (6) 女性や性的マイノリティの方、また子育てに配慮した避難所設計を促進する。
 - ア 男女別トイレ、更衣室の設置
 - イ 誰でも使えるトイレ、更衣室の設置
 - ウ 授乳室、育児室の設置

(略)

第4 避難誘導体制の整備

1 市

堺市地域防災計画(新)

第7節 避難場所・避難路等及び誘導体制の整備

(略)

第2 広域避難地、避難路等の安全性の向上

【危機管理室、建築都市局、建設局】

- 1 広域避難地等
 - (1) 防災行政無線(同報系)屋外スピーカーの増設など避難住民への情報伝達手段の整備
 - (2) 広域避難地内市有建築物の耐震化の促進
 - (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
 - (4) 複数の進入口の整備

(略)

第3 指定避難所の指定、整備

(略)

1 指定避難所

市立の小・中・高等学校及び府立高等学校のほか、文化・スポーツ施設を中心として指定する。 <u>令和元年</u>4月現在、風水害時は<u>108</u>か所、地震災害時は<u>161</u>か所の指定避難所を開設する。 (略)

4 指定避難所の管理運営体制の整備

(略)

- (1) 指定避難所は、堺市災害対策本部からの指示により、<u>指定避難所等対応職員(以下「避難所対応職員」という。)</u>が自主防災組織等の協力を得て開設する。ただし、市域において震度 6 弱以上を観測した場合は、使用可能の判定後、堺市災害対策本部等の指示を待つことなく速やかに開設する。
- (2) 市(災害対策本部等)と区災害対策本部、指定避難所の連絡、伝達等は、電話又は防災行政無線 又は職員招集システムにより行う。
- (3) 指定避難所の運営は、区災害対策本部、<u>避難所対応職員</u>、地域の自治会及び自主防災組織との連携により行う。

(略)

5 避難所生活長期化に対応する環境整備

(略)

- (6) 女性や性的マイノリティの方、また子育てに配慮した避難所設計を促進する。
 - ア 男女別トイレ、更衣室の設置
 - イ 誰でも使えるトイレ、個<u>室の</u>更衣室の設置
 - ウ 授乳室、育児室の設置

(略)

第4 避難誘導体制の整備

1 市

堺市地域防災計画(旧)

(略)

また、市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)といった避難情報について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知を図る

(略)

第3章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

- 第1 中枢組織体制の整備
- 1 市の組織体制の整備

(略)

(2) 堺市防災対策推進本部

(略)

本部員 (略)教育次長(管理担当)、教育次長(指導担当)、

(略)

幹事 (略)経営企画室危機管理担当課長、

なお、幹事は実施計画の推進責任者と位置付ける。

(3) 堺市災害対策本部

(略)

⑥ その他市長が必要と認めたとき。

(略)

本部員 (略)教育次長(管理担当)、教育次長(指導担当)、

※ 本部長は、必要があると認めるときは、上記以外の者を本部会議に出席させることができる。 事務局員 (6)に定める危機管理センター長、副センター長、センター (略)

2 市の動員体制の整備

(略)

(1) 職員の配備基準

下記基準により、①、②は危機管理センター長が、③、④は災害対策本部長の命に基づき各対

堺市地域防災計画(新)

(略)

また、市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)<u>、災害発生情報</u>といった 避難情報について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収 集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法<u>、警戒レベルに対応した避難行動</u>及 び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知を図る

(略)

第3章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

- 第1 中枢組織体制の整備
- 1 市の組織体制の整備

(略)

(2) 堺市防災対策推進本部

(略)

本部員(略)教育次長、教育監、

(略)

幹事 (略)経営企画室危機管理·広報担当課長、

なお、幹事は実施計画の推進責任者と位置付ける。

また、幹事長は、防災に係る専門的事項について協議するため、以下の専門部会を設置する。

- ① 風水害水防対策専門部会
- ② 被災者生活再建専門部会
- ③ 要配慮者対策専門部会
- ④ 避難所生活者環境改善専門部会
- (3) 堺市災害対策本部

(略)

⑥ その他市長が必要と認めたとき。

(略)

本部員(略)教育次長、教育監、

※ 本部長は、必要があると認めるときは、上記以外の者を本部会議に出席させることができる。 事務局員 (6)に定める危機管理センター長、副センター長、センター員等 (略)

2 市の動員体制の整備

(略)

(1) 職員の配備基準

下記基準により、危機管理センター長又は災害対策本部長の命に基づき各対策部長が指令する。

地震、風水害などの自然災害時及び事故等の配置・動員の基準

| 堺市地域防災計画(旧) | | | | |
|---|---|--|--|------------|
| 策部長が指令する。 | ≪地震・津波 | <u> </u> | | |
| ① <u>警戒 1 号配備</u> | 体 | 制 | <u>条 件</u> | <u>人 員</u> |
| ア 堺市域で震度4を観測したとき。 | | | | |
| イー大阪府に津波注意報が発表されたとき。 | 危機管理 | | 大阪府に津波注意報が発表されたとき | 情報収集及び伝達に必 |
| ウ 堺市域に大雨 (浸水害)・洪水警報が発表されたとき。 | センター | 1 号配備 | | 要な人員を配備 |
| エー情報収集及び災害の警戒が必要なとき。 | | - | 「南海トラフ地震臨時情報」(調査中) が発 表されたとき | |
| ② | | | <u> </u> | |
| アー堺市域で震度5弱又は5強を観測したとき。 | | 2 号配備 | 外中央へ反反する観測したこと | |
| イ 「南海トラフ地震に関する情報」が発表されたとき。 | | | 界市域で震度5弱又は5強を観測したとき | 応急対策活動に必要な |
| ウー堺市域に暴風警報が発表されたとき。 | | | 災害の発生が相当程度予想され、その事前対 | 人員を配備 |
| エー堺市域に大雨警報(土砂災害)が発表されたとき。 | | | 策をとる必要があるとき | |
| オー災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき。 | | - | 「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震警戒、 | |
| カー局地的な災害が発生したとき。 | | | 三大地震注意)が発表されたとき | |
| | 災害対策 | | 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発 | 総合的応急対策活動に |
| アー災害救助法の適用基準と同程度の災害が発生したときなど、大規模な災害が発生したとき。 | <u>本部</u> | | 生するなど、大規模な災害が発生したとき、 | 必要な人員を配備 |
| イー堺市域で特別警報が発表されたとき。 | | - | 又は発生する恐れがあるとき | ○センター員全員 |
| ① <u>全員配備</u> | | | 大阪府に津波警報が発表されたとき | ○市職員全員 |
| アー大阪府に大津波警報が発表されたとき。 | | | 界市域で特別警報(大津波警報・緊急地震速 報(震度6弱以上))が発表されたとき | ○川嶼貝土貝 |
| イ 市域において震度 6 弱以上の地震を観測したとき。 | | | 界市域で震度6弱以上を観測したとき | |
| ウー市全域にわたる被害が発生したとき。 | | | 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地 | |
| エー特に甚大な局地的被害が発生したとき。 | | - | 的災害が発生したとき | |
| (略) | | 大阪府に津波警 | 報が発表されたとき | 災害の規模に応じた動 |
| | | | | <u>員配備</u> |
| | ≪風水害・土 | 砂災害≫ | | , |
| | <u> </u> | <u>本制</u> | <u>条 件</u> | <u>人 員</u> |
| | 危機管理セ | 風水害 | 堺市域に大雨 (浸水害) 警報が発表され | 情報収集及び伝達に必 |
| | <u>ンター</u> | 1 号配備 | たとき | 要な人員を配備 |
| | | | 情報収集及び災害警戒が必要なとき | |
| | | 風水害 | 堺市域に暴風警報が発表されたとき | 軽微な災害に対する応 |
| | | 2 号配備 | 堺市域に大雨 (土砂災害)・洪水警報が | 急対策活動に必要な人 |
| | | | 発表されたとき | 員を配備 |
| | | 風水害 | 避難所開設が見込まれるとき | 総合的応急対策活動に |
| | | 3 号配備 | 災害の発生が相当程度に予測され、その | 必要な人員を配備 |
| | | | 事前対策をとる必要があるとき、又は局 | |
| | | | 地的な災害が発生したとき | |
| | ((c + 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 | | | |
| | 災害対策本 | 風水害対策配位 | ਜ਼ │ 市域に特別警報が発表されたとき | |

| 堺市地域防災計画(旧) | 堺市地域防災計画(新) | | | | |
|--|-----------------|--------------------------|-----------------------|---------------------|--|
| | <u>部</u> | | 陸上での最大風速が秒速 30 メートル以 | | |
| | | | 上の台風が市域に上陸又は最接近する | | |
| | | | ことが見込まれるとき | | |
| | | | 市域に災害救助法の適用を要する被害 | | |
| | | | が発生したとき | | |
| | | | その他大規模な災害の発生が予想され、 | | |
| | | | その対策を要すると市長が判断すると | | |
| | | | <u> </u> | | |
| | | | その他市長が必要と認めたとき | | |
| | | 全員配備 | 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な | ○市職員全員 | |
| | | | 局地的災害が発生したとき | | |
| | ≪事故等≫ | | | | |
| | | 制 | <u>条 件</u> | 人員 | |
| | 危機管理セ | 事故 1 号配備 | 情報収集及び災害の警戒が必要なとき | 情報収集及び伝達に必 | |
| | <u>ンター</u> | | | 要な人員を配備 | |
| | | 事故 2 号配備 | 災害の発生が相当程度に予測され、その | 災害の発生が相当程度 | |
| | | | 事前対策をとる必要があるとき、又は局 | <u>に予想される場合にそ</u> | |
| | | | 地的な災害が発生したとき | の対策又は、すでに発 | |
| | | | | 生している局地的な災 | |
| | | | | 害への対応に必要な人 | |
| | | | | <u>員を配備</u> | |
| | 災害対策本 | 事故対策配備 | 災害救助法の適用基準と同程度の被害 | 総合的応急対策活動に | |
| | <u> </u> | | が発生するなど、大規模な災害が発生し | 必要な人員を配備 | |
| | | | たとき、又は発生する恐れがあるとき | ○センター員全員 | |
| | (略) | | | | |
| <u>災害地区班員</u> 制度 | (4) <u>指定避難</u> | <u>所等対応職員</u> 制度 | | | |
| 市長は、災害から住民を安全に避難させるため、指定避難所の開設及び運営等に関する業務に従 | <u>災害が発生</u> | Eし、又はそのお・ | それがある場合に遅滞なく指定避難所等を何 | <u> 烘与するとともに、指定</u> | |
| 「する災害地区班員を、「堺市災害地区班員設置規程」に基づきあらかじめ職員の中から指定避難 | 難所等に滞在 | Eする被災者の生活 | 舌環境の整備に必要な措置を講ずるため、「エ | 界市指定避難所等の開設 | |
| 「を指定し任命する。」 | び運営に関す | 「る規程」に基づ | き、避難所対応職員が指定避難所等の開設力 | 及び運営を行う。 | |
| ア・職務 | ア職務 | | | | |
| ① 指定避難所の開設に関する業務 | ① 指定 | ご避難所 <mark>等</mark> の開設に | こ関する業務 | | |
| ② 指定避難所の運営に関する業務 | ② 指定 | 医避難所 <mark>等</mark> の運営に | こ関する業務 | | |
| ③ 堺市災害対策本部及び区災害対策本部との連絡及び調整に関する業務 | ③ 市災 | 後害対策本部及び | 区災害対策本部との連絡及び調整に関する対 | 美務 | |
| イー従事基準 | イ 従事基 | 美 準 | | | |
| ① 台風、火災等による災害が発生し、又はその発生が予測される場合において、市災害対策 | ① 台風 | 』、火災等による | 災害が発生し、又はその発生が予測される場 | 場合において、市災害対策 | |
| | 1 | | | | |

本部から指定避難所を開設する旨の命令が発せられたとき。

本部から指定避難所等を開設する旨の命令が発せられたとき。

堺市地域防災計画(旧) 堺市地域防災計画 (新) ② 市域において震度6弱以上の地震を観測したとき。 ② 市域において震度6弱以上の地震を観測したとき。 (略) ③ 府域において津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 ④ その他災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部長がその必要が あると認めるとき。 (略) (6) 府による市町村支援 府は、市の被災程度に応じて、支援が必要な分野に応じた人員を確保し、市を支援する体制の整備に 努める。 ア 緊急防災推進員の指名 府は、市町村の被害状況及び対策状況等の収集・伝達による大阪府の災害応急対策の円滑な実施 を期するため、本庁の災害対策本部、府民センタービル、広域防災拠点、後方支援活動拠点のほか、 市庁舎に自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員を緊急防災推進員として指名す る。また、府は、市が実施する訓練に緊急防災推進員を参加させ、業務の習熟を図る。 イ 大阪府災害時先遣隊 府は、緊急防災推進員に加え、市の被災状況の把握や初動時の災害応急対策の実施を支援するた め、市からの要請を待つことなく、府職員を派遣する体制を整備するとともに、情報収集要領を作 成する。 ウ 災害時現地情報連絡員(リエゾン) 府は、市の被災状況把握、府と市との連絡調整及び市災害対策本部の運営支援等を行う災害時現 地情報連絡員(リエゾン)の派遣体制を整備する。 (略) 第3 防災拠点の整備 第3 防災拠点の整備 1 防災センターの整備 1 防災センターの整備 (略) (略) また、臨海部においては、堺2区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防 また、臨海部においては、堺2区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防 災体制の構築を図るため、また、河川(大和川)部における防災機能の強化を目指すことから「(仮 災体制の構築を図るため、また、河川(大和川)部における防災機能の強化を目指すことから「(仮 称) 堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、三宝水再生センターの防災拠点化を推進す 称) 堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、三宝水再生センターの災害対策センターを る。 中心に防災拠点化を推進する。 (略) (略) 第8 人材の教育 第8 人材の教育 1 職員に対する防災教育 1 職員に対する防災教育 (1) 教育の方法 (1) 教育の方法 (略) (略) イ 災害地区班員及び一般職員 イ 一般職員 (略) (略)

堺市地域防災計画(旧)

第10 防災に関する調査研究の推進

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

(略)

第2節 情報収集伝達体制の整備

- 第1 災害情報収集伝達システムの整備
- 1 危機管理統合情報システム(防災情報システム)の改善

(略)

(5) り災証明書発行の電子システム化

(略)

- 2 無線通信施設の整備
- (1) 堺市
- エ 消防・救急無線の整備充実とデジタル化の推進
- ★ MCA無線、衛星電話、コミュニティ放送、緊急速報メール等、様々なシステムを利用した 住民への情報伝達体制の整備
- <u>カ</u> 衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保
- 第2 情報収集伝達体制の強化

【危機管理室】

(略)

また、聴覚障害者へFAXにより情報伝達できる体制整備を行うほか、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

(略)

第3節 緊急輸送体制の整備

第1 陸上輸送体制の整備

(略)

3 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

(略)

堺市地域防災計画(新)

第10 防災に関する調査研究の推進

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

(略)

第2節 情報収集伝達体制の整備

- 第1 災害情報収集伝達システムの整備
- 1 危機管理統合情報システム(防災情報システム)の改善

(略

(5) 罹災証明書発行の電子システム化

(略

- 2 無線通信施設の整備
- (1) 堺市
- 工 MCA無線、衛星電話、コミュニティ放送、緊急速報メール、SNS等、様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備
- <u>オ</u> 衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保

(略)

第2 情報収集伝達体制の強化

【危機管理室】

(略)

また、聴覚障害者へFAXにより情報伝達できる体制整備を行うほか、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入<u>や情報の地図化等による伝達手段の高度化</u>に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

(略)

第3節 緊急輸送体制の整備

第1 陸上輸送体制の整備

(略)

3 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

4 重要物流道路の指定等

> 国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流 上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。 (略)

第4章 被災者支援の充実

第1節 緊急物資の確保

第1 給水体制の整備

市(上下水道局)は、災害発生後<u>3日間は</u>1日1人当たり3リットルの飲料水を供給することを目標とし、それ以降は順次供給量を増加できるよう大阪広域水道企業団と相互に協力し、給水体制<u>の整備に努め</u>る。

(略)

- 2 規定等の整備
- (1) 応急給水マニュアルの整備

(略)

- 第2 食料・生活必需品の確保
- 1 府、市の備蓄等
- (1) 重要物資の備蓄

(略)

| 品目 | 算 出 式 |
|---------|--|
| (略) | |
| 育児用調整粉乳 | 避難所避難者数×1.6% (0~1 歳人口比率) ×70% (人口授乳率) × 130 g /人/日 |
| (略) | |

(2) その他の物資の確保

長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。

- ア 日用品セット (タオル、Tシャツ、石鹸、歯磨きセット、等)
- イ 光熱用品 (エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)

(略)

第4章 被災者支援の充実

第1節 緊急物資の確保

第1 給水体制の整備

市(上下水道局)は、災害発生後<u>速やかに</u>1日1人当たり3リットルの飲料水を供給することを目標とし、順次供給量を増加できるよう大阪広域水道企業団<u>、他都市、国等の支援</u>と相互に協力し、給水体制<u>を</u>整備する。

(略)

- 2 規定等の整備
- (1) 応急給水活動計画の整備

(略)

- 第2 食料・生活必需品の確保
- 1 府、市の備蓄等
 - (1) 重要物資の備蓄

(略)

| 品 | 目 | | 算 | 出 | 式 | | | |
|------------------------|--------------------------------|--------------------------|--------|-----|-----|------|---------|---|
| (略) | | | | | | | | |
| 育児用調整 アレルギ したものを | 整粉乳 <u>(乳</u> ーに対応 を含む。) | 避難所避難者数×1.6% 130g/人/日 | o (0~1 | 歳人口 | 比率) | ×70% | (人口授乳率) | × |
| (略) | | | • | | • | | | |

(2) その他の物資の確保

長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。

なお、医薬品については、医薬品供給班において、別途、応急救護所や指定避難所への供給活動を行う。

- ア 日用品セット (タオル、Tシャツ、石鹸、歯磨きセット、等)
- イ 光熱用品(LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)

堺市地域防災計画(旧)

第2節 ライフライン機能の確保

第2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、 防災体制を整備する。

(略)

3 防災訓練の実施

市(上下水道局)は、情報収集連絡体制及び他<u>市町村等</u>との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市(危機管理室)などが計画する防災訓練に参加するとともに、上下水道局独自の災害訓練を実施する。

- 4 協力応援体制の整備
- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・<u>市町村</u>間の協力応援体制を整備する。 (略)

第3 電力

1 応急復旧体制の強化

(略)

- (5) 平時から防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係間との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡態勢の確立、相互協力を行う。

(略)

第6 住民への広報

(略)

2 電気・ガス

関西電力株式会社及び大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害 を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

(略)

第4節 避難行動要支援者支援対策

- 第2 避難行動要支援者に対する支援体制の整備
- 1 府

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認(被災状況の把握等を含む)

堺市地域防災計画(新)

第2節 ライフライン機能の確保

第2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、 防災体制を整備・強化する。

(略)

3 防災訓練の実施

市(上下水道局)は、情報収集連絡体制及び他<u>政令指定都市等</u>との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市(危機管理室)などが計画する防災訓練に参加するとともに、上下水道局独自の災害訓練、日本水道協会の災害訓練及び都市間協定先との災害訓練を継続的に実施する。

- 4 協力応援体制の整備
- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・<u>政令指定都市</u>間の協力応援体制を整備する。 (略)

第3 電力

1 応急復旧体制の強化

(略)

- (5) 市と関西電力株式会社は、応急復旧時の連携強化を図るため、平常時から、役割分担や緊急時 の連絡体制を定める。
- (6) 平時から防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (<u>7</u>) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡態勢の確立、相互協力を行う。

第6 住民への広報

(略)

2 電気・ガス

関西電力株式会社及び大阪ガス株式会社は、<u>飛散物による停電の拡大や</u>感電、漏電、ガスの漏洩、 爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

(略)

第4節 避難行動要支援者支援対策

- 第2 避難行動要支援者に対する支援体制の整備
- 1 府
 - (1) 避難行動要支援者支援プランの作成支援等

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認(被災状況の把握等を含む)

堺市地域防災計画(旧)

や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成 25 年 8 月策定)」及び府が改訂した「避難行動要支援者支援プラン作成指針(平成 27 年 2 月改訂)」を活用し、市町村に対し助言、相談、情報提供等の支援を行う。

2 市

(略)

また、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、支援対策を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。なお、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち次のとおりとする。

(略)

また、福祉部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、福祉事業者等が連携し、情報把握に努めることに加えて、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(略)

第3 福祉避難所(二次的な避難施設)の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、<u>要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所</u> (二次的な避難施設)の指定をするとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

第4 外国人に対する支援体制整備

市(国際課)及び府は、府内在住の外国人と来阪外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団(0FIX)や各市町村の地域国際化協会と連携し、多言語支援センターの設置訓練や、市内在住の外国人に対しては防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、多言語に対応した情報提供や避難誘導などに努める。一方、来阪外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトを通じて発信する等、、外国人に配慮

堺市地域防災計画(新)

や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月策定)」及び府が改訂した「避難行動要支援者支援プラン作成指針(平成27年2月改訂)」を活用し、市町村に対し助言、相談、情報提供等の支援を行う。

(2) 大阪府災害派遣福祉チーム (大阪DWAT) の体制整備

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム(大阪 DWAT)を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする。

2 市

(略)

また、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、支援対策を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。<u>さらに、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市等が地域の支援者と連携して、個別の避難行動要支援者の状況を踏まえ、策定することに努める。</u>なお、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち次のとおりとする。

(略)

また、福祉部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、福祉事業者、ボランティア団 体等が連携し、情報把握に努めることに加えて、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 (略)

第3 福祉避難所(二次的な避難施設)の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、<u>指定避難所内の一般避難</u>スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

第4 外国人に対する支援体制整備

1 関係機関との連携

府は、外務省をはじめとする国の関係機関や市町村、大阪観光局、大阪府国際交流財団 (OFIX)、 宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

市は、外務省をはじめとする国の関係機関、市内にある外国公館や大学、宿泊事業者等と連携し、

した支援に努める。また、府は避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援をできるよう、大阪府国際交流財団 (OFIX)と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの育成に努める。

(略)

(1) 市内在住の外国人に対する支援

2 情報発信等による支援

ア 市及び府は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

- <u>イ 市及び府は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努め</u> る。
- ウ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言 語化等の環境の整備を図る。
- (2) 来阪外国人旅行者に対する支援
- ア 市及び府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知に努める。
- イ 市及び府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSN S等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。
- <u>ウ 市及び府は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に</u> <u>努める。</u>
- <u>工</u> 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言 語化等の環境の整備を図る。
- 3 避難所における支援

府は、避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団 (OFIX) と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。

また、市は、各指定避難所に災害時多言語表示シートを整備するとともに、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

(略)

第5節 帰宅困難者対策

本市では、昼間時には通勤者・通学者等、周辺からの流入人口が存在しており、大地震により交通機能等が停止した場合、<u>速やかに</u>帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

(略)

第1 帰宅困難者への支援

市は、府及び民間事業者等との連携のもと、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、情報の提供などの支援を行うとともに、徒歩による帰宅が困難な人のために、一時滞留施設を確保するなど円滑な帰宅を支援する対策の推進を図る。

(略)

第5節 帰宅困難者対策

本市では、昼間時には通勤者・通学者<u>や訪日外国人を含めた観光客</u>等、周辺からの流入・流出人口が存在しており、大<u>規模</u>地震等により<u>公共</u>交通機能等が停止した場合、<u>自力で</u>帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

(略)

第1 帰宅困難者への支援

市は、府及び民間事業者等との連携のもと、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、<u>主要幹線道路や鉄道の運行状況の</u>情報の提供などの支援を行うとともに、徒歩による帰宅が困難な人のために、一時滞留施設を確保するなど円滑な帰宅を支援する対策の推進を図る。

<u>また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、</u>利用者視点での情報提供に取り組む。

(略)

第3 事業者等の帰宅困難者対策の促進

第3 事業者等の帰宅困難者対策の促進

堺市地域防災計画(旧)

市は、災害時発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、 府や関西広域連合と連携して、企業等に対して次のことについて普及啓発を行う。

- むやみに移動を開始することは避ける。
- ・企業等内に滞在するために必要な物資の確保。

(略)

第6節 保健衛生対策

- 第4 がれき等災害廃棄物処理
- 1 災害廃棄物処理体制の構築

災害時の廃棄物処理が円滑に行えるよう、災害廃棄物の処理体制を府(循環型社会推進室)及び社団法人大阪府産業<mark>廃棄物</mark>協会等と連携して構築する。

(略)

3 広域的な相互支援体制の確立

(略)

府又は市は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

(略)

第8節 応急住宅対策

第1 部局間の連携体制の整備

被害情報を迅速かつ適切に把握するため、<mark>防災関係職員を中心に</mark>部局間の連携体制の確立を図る。 (略)

- 第3 応急仮設住宅等の事前準備
- 1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

(略)

現状で指定する<u>設置用</u>地面積での建設可能戸数は<u>4,519棟</u>であり、上町断層帯地震で想定される全壊棟数と焼失棟数の合計の96,566棟に対して大きく不足していることから、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に

堺市地域防災計画(新)

市は、災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、 府や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定 するための働きかけを行う。

- ・むやみに移動を開始することは避ける。
- ・発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動の周知。
- ・企業等内に滞在するために必要な物資の確保。

(略)

第6節 保健衛生対策

- 第4 がれき等災害廃棄物処理
- 1 災害廃棄物処理体制の構築

災害時の廃棄物処理が円滑に行えるよう、災害廃棄物の処理体制を府(循環型社会推進室)及び<u>公</u> 益社団法人大阪府産業資源循環協会等と連携して構築する。

(略)

3 広域的な相互支援体制の確立

(略)

府又は市は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

市又は府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、 土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等へ の災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境 整備に努めるものとする。

(略)

第8節 応急住宅対策

第1 部局間の連携体制の整備

被害情報を迅速かつ適切に把握するため、部局間の連携体制の確立を図る。

(略)

- 第3 応急仮設住宅等の事前準備
- 1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

(略)

現状で指定する<u>建設候補</u>地面積での建設可能戸数は<u>4,621棟</u>であり、上町断層帯地震で想定される全壊棟数と焼失棟数の合計の96,566棟に対して大きく不足していることから、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に

堺市地域防災計画(旧)

提供できる体制の整備に努める。

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

市は、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

(略)

第5 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(略)

第9節 ボランティアの活動環境の整備

市は、府、堺市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部その他ボランティア活動団体とそれぞれ連携して、災害時に、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう環境の整備に努める。また、NPO等のボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化を図っていく。

(略)

堺市地域防災計画(新)

迅速に提供できる体制の整備に努める。

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

市は、応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ 関係団体と協定を締結する。また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。 (略)

第5 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務<u>手順の明確</u>化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

<u>さらに、住家被害認定調査の目的、被災建築物の応急危険度判定調査等との違いについて</u>、被災者に明確に説明するものとする。

(略)

第9節 ボランティアの活動環境の整備

市は、府、堺市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部、NPOその他ボランティア活動団体とそれぞれ連携<u>するとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、</u>災害時に、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう<u>必要な</u>環境整備<u>を図</u>る。また、NPO等のボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化を図っていく。(略)

6 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時に おける防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活 動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・ 強化を、研修や訓練を通じて推進する。

堺市地域防災計画修正案 新旧対照表 災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動

堺市地域防災計画(旧)

第1節 組織動員

地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、全市をあげて必要な組織動員体制をとるものとする。

第1 災害対策本部等の組織体制

- 1 設置基準
- (4) 危機管理センター

(略)

ウ 「南海トラフ地震<mark>に関する</mark>情報」が発表されたとき。

(略)

- 5 所掌事務
- (1) 本部の所掌事務

(略)

キ 指定避難所の開設及び閉鎖並びに災害地区班員の出動に関すること。

(略)

7 本部設置又は閉鎖の通知

市長は、本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

(略)

第2 職員動員計画

1 配備の基準

(配備基準)

| | 警戒配備 | ① 市域において震度4の地震を観測した | 情報収集及び伝 |
|----|----------------------------------|-------------------------|---------------------|
| 危 | 音戏配加 1号 | とき | 達に必要な人員を |
| 機 | 1 7 | ② 大阪府に津波注意報が発表されたとき | 配備 |
| 管理 | | ① 市域において震度 5 弱または 5 強の地 | 軽微な災害に対 |
| 中 | | 震を観測したとき | する応急対策活動 |
| | 警戒配備 | ② 災害の発生が相当程度に予測され、そ | に必要な人員を配 |
| A | 2号 | の事前対策をとる必要があるとき | 備 |
| | | ③ 「南海トラフ地震に関する情報」(臨時 | |
| | | 情報Ⅱ (※)) が発表されたとき | |

堺市地域防災計画(新)

第1節 組織動員

地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、全市をあげて必要な組織動員体制をとるものとする。<u>また、BCPに基づく非常時優先業務を各局(各対策部)等において遂行する。</u>

- 第1 災害対策本部等の組織体制
- 1 設置基準
 - (4) 危機管理センター

(略)

ウ 「南海トラフ地震<mark>臨時</mark>情報」が発表されたとき。

(略)

- 5 所掌事務
- (1) 本部の所掌事務

(略)

キ 指定避難所の開設及び閉鎖並びに避難所対応職員の出動に関すること。

(略)

7 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、<u>災害対策</u>本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

(略)

- 第2 職員動員計画
- 1 配備の基準

(配備基準)

≪地震・津波≫

| 体 制 | | <u>条 件</u> | 人員 |
|---------------------|----------|---|----------------------------|
| <u>危機管理</u> センター | 地震1号配備 | 大阪府に津波注意報が発表されたとき 「南海トラフ地震臨時情報」(調査中)が 発表されたとき | 情報収集及び伝達に必 要な人員を配備 |
| | 地震2号配備 | 堺市域で震度4を観測したとき | |
| | 地震 3 号配備 | 堺市域で震度5弱又は5強を観測したとき炎害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震警 | <u>応急対策活動に必要な</u> 人員を配備 |

堺市地域防災計画修正案 新旧対照表 災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動

堺市地域防災計画 (新)

戒、巨大地震注意) が発表されたとき

災害救助法の適用基準と同程度の被害が

発生するなど、大規模な災害が発生した

堺市域で特別警報(大津波警報・緊急地

震速報 (震度 6 弱以上)) が発表されたと

堺市域で震度6弱以上を観測したとき

局地的災害が発生したとき

市域全域にわたる被害、又は特に甚大な

とき、又は発生する恐れがあるとき

大阪府に津波警報が発表されたとき

総合的応急対策活動に

災害の規模に応じた動

必要な人員を配備

○センター員全員

○市職員全員

員配備

| | | | 堺市地域防災計画(旧) | |
|-------------------|------------------------------|--------------------|-----------------------|----------|
| | | | ① 災害救助法の適用基準と同程度の被害 | 総合的応急対策 |
| < | (사설 | 管配備 | が発生するなど、大規模な災害が発生し | 活動に必要な人員 |
| 災 害 | | く 日亡 小川 | たとき、又は発生する恐れがあるとき | を配備 |
| | - + | | ② 大阪府に津波警報が発表されたとき | |
| | 计 É | 全員配備 | ① 市域において震度 6 弱以上の地震を観 | 全員 |
| | | | 測したとき | |
| | · <u> </u> | | ② 市域全域にわたる被害、又は特に甚大 | |
| 部 | (f i | | な局地的災害が発生したとき | |
| | | | ③ 大阪府に大津波警報が発表さたとき | |

※ 臨時情報 I:南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模 な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合に、気象庁が発表する情報

臨時情報Ⅱ:観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性 が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表する情 報

2 動員の基準

- (1) 勤務時間外における自動参集
- ア 市域において震度6弱以上の地震を観測したとき

(略)

① 所属参集

課長級以上の職員及び災害時に実施すべき必要最低限の通常業務並びに防災対策を遂行する うえで特に必要と所属長が認めた職員は、自己の勤務する場所もしくは各所属で定めるそれぞ れの拠点施設に参集する。また、区役所の各課<u>及び各区市税事務所</u>に所属する職員において は自己の勤務する区役所に参集する。

② 直折参集

所属参集以外の職員は、居住地の直近の区役所に参集する。 職員の直近参集場所は、次のとおりとする。

| 2 | 動員の基準 |
|---|-------|

災害対策

本部

地震対策配備

全員配備

- (1) 勤務時間外における自動参集
- ア 市域において震度6弱以上の地震を観測したとき

大阪府に津波警報が発表されたとき

(略)

所属参集

課長級以上の職員及び災害時に実施すべき必要最低限の通常業務並びに防災対策を遂行する うえで特に必要と所属長が認めた職員は、自己の勤務する場所もしくは各所属で定めるそれぞ れの拠点施設に参集する。また、区役所の各課に所属する職員<u>(地震時選定職員を除く)</u>にお いては自己の勤務する区役所に参集する。

② 直近参集

所属参集以外の職員は、<u>指定された(</u>居住地の直近の<u>)</u>区役所に参集する。 職員の直近参集場所は、表を基本とし、毎年、各区役所の参集人数を考慮し、指定する。

堺市地域防災計画修正案 新旧対照表 災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動

堺市地域防災計画(旧)

(職員の直近参集場所)

| | 対 象 職 員 | 参集場所 |
|-------|---|-------|
| | 堺区域、大阪市(東住吉区、平野区を除く。)、豊中市、池田市、豊能町、 能勢町、兵庫県及び滋賀県に居住する職員 | 堺区役所 |
| | 中区域に居住する職員 | 中区役所 |
| L | 東区域、大阪狭山市、河内長野市、奈良県(五條市、御所市、香芝市、 生駒市、葛城市、三宅町、安堵町、三郷町、斑鳩町、平群町、王寺町、広 陵町、上牧町、河合町)及び和歌山県(橋本市、かつらぎ町、九度山町) に居住する職員 | 東区役所 |
| 上記以外の | 西区域、貝塚市、岸和田市、高石市、阪南市、泉佐野市、泉大津市、泉 南市、忠岡町、田尻町、岬町、熊取町及び和歌山県(和歌山市、有田市、 海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町)に居住する職員 | 西区役所 |
| 職員 | 南区域及び和泉市に居住する職員 | 南区役所 |
| 員 | 北区域、大阪市(東住吉区、平野区)、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市、交野市、四条畷市、箕面市、島本町、京都府、三重県及び奈良県(奈良市、橿原市、大和郡山市、大和高田市、天理市、桜井市、山添村)に居住する職員 | 北区役所 |
| | 美原区域、松原市、羽曳野市、藤井寺市、柏原市、富田林市、河南町、 太子町及び千早赤阪村に居住する職員 | 美原区役所 |

③ 避難所参集(災害地区班員)

<u>災害地区班員に任命されている</u>職員は、出動区分に応じてあらかじめ指定された指定避難所 を開設し、自主防災組織をはじめとする地元住民と協力し、指定避難所運営を行う。

なお、大阪府に大津波警報及び津波警報が発表された場合、津波浸水想定区域内の指定避難 所は津波被害を受けるおそれがあることから、指定避難所の被害状況等を確認のうえ、安全が 確認できた段階で開設することとし、当該指定避難所を担当する<u>災害地区班</u>員は、一旦、避難 所を管轄する区役所へ参集することとする。

イ 大阪府に大津波警報が発表されたとき(市域において震度5強以下を観測したとき) (略)

③ 避難所参集(災害地区班員)

堺区・西区の指定避難所の<u>災害地区班員に任命されている</u>職員は、出動区分に応じてあらかじめ指定された指定避難所を開設し、自主防災組織をはじめとする地元住民と協力し、指定避難所運営を行う。

なお、津波浸水想定区域内の指定避難所(「3 津波浸水想定区域の指定避難所」 参照)は 津波被害を受けるおそれがあることから、指定避難所の被害状況等を確認のうえ、安全が確認 できた段階で開設することとし、当該指定避難所を担当する<u>災害地区班</u>員は、一旦、避難所を 管轄する区役所へ参集することとする。

堺市地域防災計画 (新)

(職員の直近参集場所)

| | 対 象 職 員 | 参集場所 |
|-------|---|-------|
| | 堺区域、大阪市(東住吉区、平野区を除く。)、豊中市、池田市、豊能町、 能勢町、兵庫県及び滋賀県に居住する職員 | 堺区役所 |
| | 中区域に居住する職員 | 中区役所 |
| 上 | 東区域、大阪狭山市、河内長野市、奈良県(五條市、御所市、香芝市、生駒市、葛城市、三宅町、安堵町、三郷町、斑鳩町、平群町、王寺町、広陵町、上牧町、河合町)及び和歌山県(橋本市、かつらぎ町、九度山町)に居住する職員 | 東区役所 |
| 上記①以外 | 西区域、貝塚市、岸和田市、高石市、阪南市、泉佐野市、泉大津市、泉 南市、忠岡町、田尻町、岬町、熊取町及び和歌山県(和歌山市、有田市、 海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町)に居住する職員 | 西区役所 |
| の職 | 南区域及び和泉市に居住する職員 | 南区役所 |
| 職員 | 北区域、大阪市(東住吉区、平野区)、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市、交野市、四条畷市、箕面市、島本町、京都府、三重県及び奈良県(奈良市、橿原市、大和郡山市、大和高田市、天理市、桜井市、山添村)に居住する職員 | 北区役所 |
| | 美原区域、松原市、羽曳野市、藤井寺市、柏原市、富田林市、河南町、 太子町及び千早赤阪村に居住する職員 | 美原区役所 |

③ 避難所参集(地震時選定職員)

<u>地震時選定</u>職員は、出動区分に応じてあらかじめ指定された指定避難所を開設し、自主防災 組織をはじめとする地元住民と協力し、指定避難所運営を行う。

なお、大阪府に大津波警報及び津波警報が発表された場合、津波浸水想定区域内の指定避難 所は津波被害を受けるおそれがあることから、指定避難所の被害状況等を確認のうえ、安全が 確認できた段階で開設することとし、当該指定避難所を担当する地震時選定職員は、一旦、避 難所を管轄する区役所へ参集することとする。

イ 大阪府に大津波警報が発表されたとき (市域において震度 5 強以下を観測したとき) (略)

③ 避難所参集(<u>地震時選定職</u>員)

堺区・西区の指定避難所の<u>地震時選定</u>職員は、出動区分に応じてあらかじめ指定された指定 避難所を開設し、自主防災組織をはじめとする地元住民と協力し、指定避難所運営を行う。

なお、津波浸水想定区域内の指定避難所(「3 津波浸水想定区域の指定避難所」 参照)は 津波被害を受けるおそれがあることから、指定避難所の被害状況等を確認のうえ、安全が確認 できた段階で開設することとし、当該指定避難所を担当する<u>地震時選定職</u>員は、一旦、避難所 を管轄する区役所へ参集することとする。

中区・東区・南区・北区・美原区の指定避難所の地震時選定職員に任命されている職員は、一

堺市地域防災計画(旧)

中区・東区・南区・北区・美原区の指定避難所の<u>災害地区班</u>員に任命されている職員は、一旦、避難所を管轄する区役所へ参集することとする。 (略)

3 津波浸水想定区域の災害地区班員の参集について

<u>災害地区班</u>員は、<u>勤務時間外における</u>自動参集基準により参集する場合、津波による浸水被害を 受けるおそれがあることから、参集フローは以下の図のとおりとする。

<u>災害地区班員の勤務時間外における自動参集フロー(H26.4.1)</u> (フロー図略)

第2節 津波対策

- 第2 津波警報等の伝達
- 1 大阪管区気象台が発表する津波警報等や地震情報
- (4) 地震情報

| 情報の種類 | 内容 |
|-----------|----------------------------------|
| 震度速報 | 地震発生約1分30秒後、震度3以上を観測した地域名 |
| | <u>(全国を約190に区分)と地震の揺れの発現時刻を速</u> |
| | 報。 |
| 震源に関する情報 | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード) |
| | に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもし |
| | れないが被害の心配はなし」を付加して発表。 |
| 震源・震度に関する | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、 |
| 情報 | 震度3以上の地域名と市町村名を発表。 |
| | なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手し |
| | ていない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| 各地の震度に関す | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震 |
| る情報 | <i>源)やその規模(マグニチュード)を発表。</i> |
| その他の情報 | 地震が多発した場合の、震度1以上を観測した地震回数 |
| | 情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。 |

注1 大阪管区気象台は、応急活動を支援するため、地震活動の状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

堺市地域防災計画(新)

- 旦、避難所を管轄する区役所へ参集することとする。(略)
- 3 津波浸水想定区域の<u>地震時選定職</u>員の参集について <u>地震時選定職</u>員は、自動参集基準により参集する場合、津波による浸水被害を受けるおそれがあることから、参集フローは以下の図のとおりとする。

地震時選定職員の自動参集フロー

(フロー図略)

第2節 津波対策

- 第2 津波警報等の伝達
- 1 大阪管区気象台が発表する津波警報等や地震情報
 - (4) 地震情報

| 地震情報の種類 | <u>発表基準</u> | <u>内容</u> |
|--------------------------------|--|--|
| 震度速報 | • 震度 3 以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名 (全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を 速報。 |
| 震源に関する <u>情報</u> | ・震度3以上 (大津波警報、津波警報また は津波注意報を発表した場 合は発表しない) | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 |
| 震源・震度に 関する情報 <u>(注1)</u> | 以下のいずれかを満たした場合・震度3以上・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時・若干の海面変動が予想される場合・緊急地震速報(警報)を発表した場合 | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、 震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| 各地の震度に 関する情報 (注1) | • 震度 1 以上 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。 |

| 堺市地域防災計画(旧) | 堺市地域防災計画(新) |
|-------------|--|
| | #計震度分布図 ・震度 5 弱以上 観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推 計した震度 (震度 4 以上)を図情報として発表。 |
| | 長周期地震動に関する観測情報 ・震度3以上 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。 |
| | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。遠地地震に関する情報・マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を |
| | 観測した場合 ・顕著な地震の震源要素を 顕著な地震の震源要素を 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発し その他の情報 更新した場合や地震が多発した場合等 た場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表 |
| | 注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。 |

(5) 緊急地震速報

ア発表等

大阪管区気象台は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域(下表参照))に対して緊急地震速報(警報)を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけ られる。

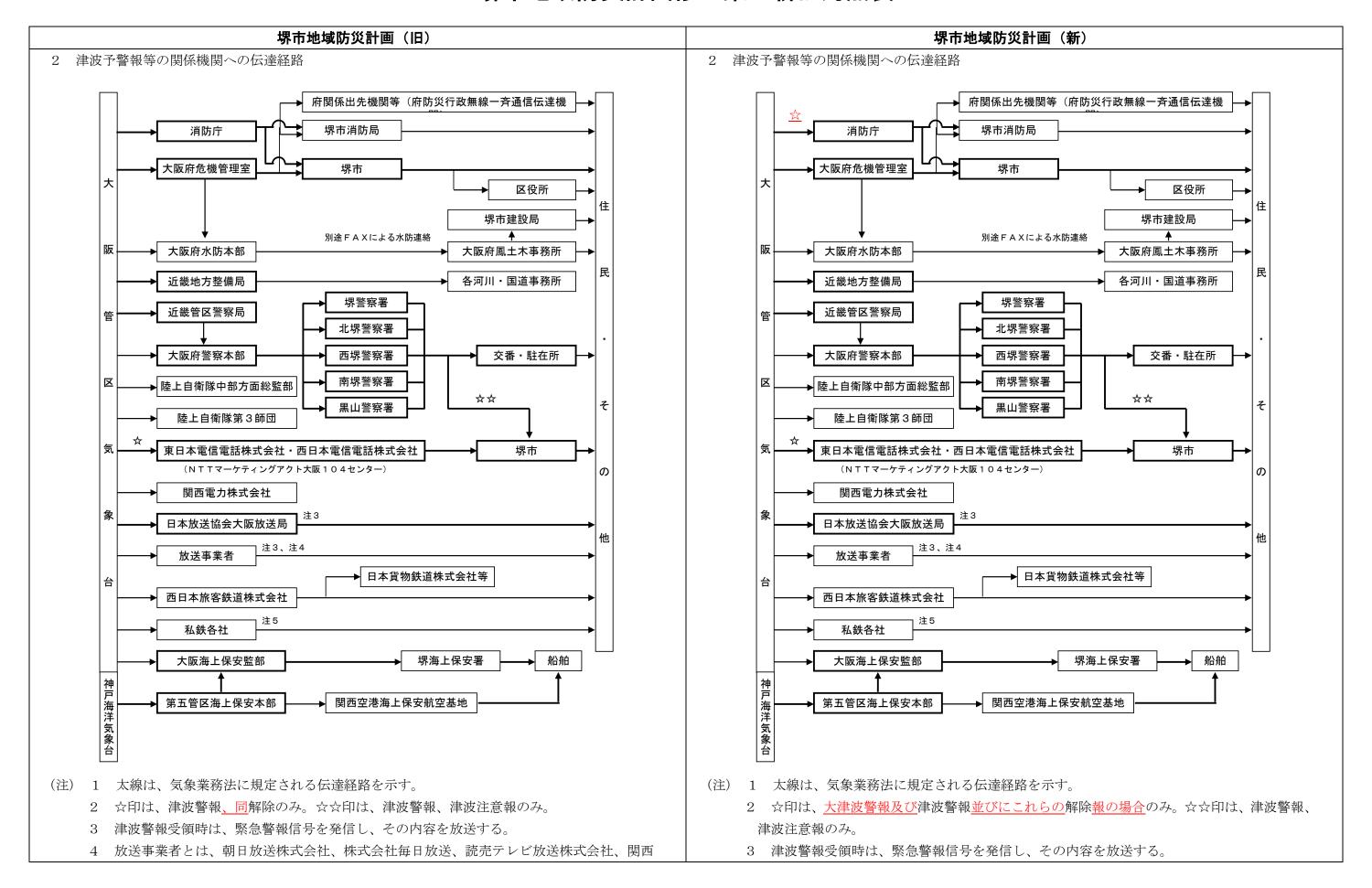
(5) 緊急地震速報

ア 発表等

大阪管区気象台は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域(下表参照))に対して緊急地震速報(警報)を発表する。<u>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。</u>

なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけ られる。

注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析する ことにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報で ある。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達 に原理的に間に合わない場合がある。



堺市地域防災計画(旧)

テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面 FM まちそだて放送株式会社の9社である。

5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの1<u>0</u>社である。

(略)

第3節 災害情報の収集伝達

- 第1 情報収集伝達経路
- 1 情報連絡体制
- (1) 有線通信
- ア 電話の利用及び災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時<u>有線</u>電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

(略)

(3) その他

(略)

ウ テレビ会議システム

堺市災害対策本部会議室、危機管理センター、区災害対策本部、消防本部と上下水道局本庁舎間の、また、上下水道局本庁舎と出先機関の迅速な情報共有等を目的に、遠隔地間において映像及び音声を送受信することができるテレビ会議システムを整備する。

(略)

第3 通信手段の確保

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用を図るとともに、状況によっては伝令(自転車、オートバイ利用もしくは徒歩)等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、府及び市は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務 省(近畿総合通信局)から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立 地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

(略)

堺市地域防災計画(新)

- 4 放送事業者とは、朝日放送<u>グループホールディングス</u>株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社の9社である。
- 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム、大阪市高速電気軌道株式会社の11社である。

(略)

第3節 災害情報の収集伝達

- 第1 情報収集伝達経路
- 1 情報連絡体制
- (1) 有線通信
- ア 電話の利用及び災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時<u>優先</u>電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

(略)

(3) その他

(略)

ウ テレビ会議システム

堺市災害対策本部会議室、危機管理センター、区災害対策本部、消防本部と上下水道局本庁舎間の、また、上下水道局本庁舎と出先機関<u>さらに、消防本部、救急ワークステーション、消防</u>署間の迅速な情報共有等を目的に、遠隔地間において映像及び音声を送受信することができるテレビ会議システムを整備する。

(略)

第3 通信手段の確保

1 市

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用を図るとともに、状況によっては伝令(自転車、オートバイ利用もしくは徒歩)等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、府及び市は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総 務省(近畿総合通信局)から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に 孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

| 堺市地域防災計画(旧) | 堺市地域防災計画(新) |
|--|--|
| | 2 電機通信事業者電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。3 西日本電信電話株式会社(大阪支店)西日本電信電話株式会社(大阪支店)は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。(略) |
| 第 4 節 災害広報 | 第4節 災害広報 |
| 市及び防災関係機関は、相互に協議調整し、 <u>被災者</u> をはじめ、 <u>広く住民</u> に対し、正確かつきめ細かな情報を提供するものとする。 第1 災害広報 【市長公室、区役所、各関係機関】 (略) | 市及び防災関係機関は、相互に協議調整し、 <u>住民</u> をはじめ、 <u>通勤・通学者、帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客</u> に対して、 <u>自らの判断で適切な行動がとれるよう</u> 正確かつきめ細かな情報を <u>様々な手段を用いて</u> 提供する。 第1 災害広報 【市長公室、 <u>文化観光局、</u> 区役所、各関係機関】 (略) |
| | 3 府 府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、 学校や仕事などの日常生活の状態(モード)から、災害時の状態(モード)への意識の切り替えを 呼びかける「災害モード宣言」を行う。 (1) 発信の日安 ア 台風 気象台の予測で、強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が 見込まれる場合 1 地震 府域に震度 6 弱以上を観測した場合 ウ その他自然災害等 その他自然災害等 その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合 (2) 発信の内容 ア 台風 ①自分の身の安全確保 ②出勤・通学の抑制 ③市町村長の発令する避難情報への注意 1 地震 ①自分の身の安全確保 |

| 堺市地域防災計画(旧) | 堺市地域防災計画(新) |
|---------------------------------------|--|
| | ③むやみな移動の抑制 |
| | ④出勤・通学の抑制 |
| <u>3</u> 警察署 | |
| (略) | (略) |
| 4 西日本電信電話株式会社 | <u>5</u> 西日本電信電話株式会社 |
| (略) | (略) |
| 5 関西電力株式会社 | 6 関西電力株式会社 |
| (略) | (略) |
| <u>6</u> 大阪ガス株式会社 | <u>7</u> 大阪ガス株式会社 |
| (略) | (略) |
| <u>7</u> 広報活動の実施 | <u>8</u> 広報活動の実施 |
| (略) | (略) |
| 第5節 広域応援等の要請・受入れ | 第5節 広域応援等の要請・受入れ |
| 第1 大阪府知事等に対する要求等 | 第1 大阪府知事等に対する要求等 |
| 1 大阪府知事に対する応援の要求等 | 1 大阪府知事に対する応援の要求等 |
| (略) | (略) |
| (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の <u>依頼</u> | (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の <mark>要求</mark> |
| (略) | (略) |
| 8 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請 | 8 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請 |
| (略) | (略) |
| (1) 派遣を要請する <mark>事由</mark> | (1) 派遣を要請する <mark>理由</mark> |
| | (略) |
| | 第3 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援 |
| | 【危機管理室】 |
| | 総務省は、府及び市等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム(災害マネジメント総括支援 |
| | 員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。)に基づ |
| | き、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。 |
| (略) | (略) |
| 第7節 自衛隊の災害派遣 | 第7節 自衛隊の災害派遣 |
| 第2 自衛隊の自発的出動基準 | 第2 自衛隊の自発的出動基準 |

堺市地域防災計画(旧)

自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとま<u>が</u>ないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自らの判断で自衛隊が派遣される場合がある。

(略)

(2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、 市長、警察署長等から災害に関する通<mark>報</mark>を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手 した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(略)

第4 派遣部隊の活動

(略)

13 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 (略)

第8節 消火・救助・救急活動

第1 市

【危機管理室】

(略)

第4 府

市から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、市に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

また、府域<u>の</u>市町村<u>が</u>対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するなど、必要な総合調整を行う。

(略)

堺市地域防災計画(新)

自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとま<u>の</u>ないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

(略)

(2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、 市長、警察署長等から災害<u>の状況</u>に関する通<u>知</u>を受け、又は部隊等による収集その他の方法によ り入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

第4 派遣部隊の活動

(略)

13 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

なお、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、 防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支 援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するも のとする。

(略)

第8節 消火・救助・救急活動

第1 市

【危機管理室、区役所】

(略)

第4 府

市から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、<u>災害対策本部を設置し、</u>市に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

また、<u>被害の拡大に</u>府域市町村<u>だけで</u>対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助 隊の派遣について要請するなど、必要な総合調整を行う。

なお、緊急消防援助隊を要請した場合は、速やかに災害対策本部内に消防応援活動調整本部(※1) を設置し、消防機関が行う活動全般の把握、調整、支援等を行うものとする。

その他、総合的な対応については、広域防災連絡会議(※2)を設置し、関係機関との連絡調整を 図るものとする。

※1 消防応援活動調整本部(本部長:知事)

災害が発生した市町村の消防の応援等のため、府及び市町村が実施する措置の総合調整及び関係 機関との連絡を行うための組織のこと。

※2 広域防災連絡会議(本部長:災害対策課長)

広域的支援部隊(緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊災害派遣部隊など)の派遣を要請 した場合に、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、各機関の総合的な連携・調整を図るこ とを目的とする会議のこと。(大阪府広域的支援部隊受入計画)

(略)

第9節 医療救護活動

市、府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を含む)を実施する。次に、災害時の医療救護活動における負傷者対応の概括的な流れを示す。

(略)

第2 現地医療対策

- 2 現地医療活動
- (3) 現地医療活動の継続

市は、府の災害医療コーディネーターとも連携し、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

第3 後方医療対策

- 3 災害医療機関の役割
- (1) 災害拠点病院
- ア 地域災害拠点病院(堺市立総合医療センター) 地域災害拠点病院は次の活動を行う。
- ① 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の 受入れと高度医療の提供
- ② 医療救護班の受入れ、災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣
- ③ 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(略)

第10節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な 措置を講じるとともに、避難を必要とする住民を受け入れるため、指定避難所を開設する。

避難誘導の際は、市は危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫するこ

第9節 医療救護活動

市、府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を含む)を実施する。<u>また、災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンなどを含む)に対して適宜助言及び支援を求める。</u>次に、災害時の医療救護活動における負傷者対応の概括的な流れを示す。

(略)

第2 現地医療対策

- 2 現地医療活動
- (3) 現地医療活動の継続

市は、府の災害医療コーディネーター<u>(災害時小児周産期リエゾンなどを含む)</u>とも連携し、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

第3 後方医療対策

- 3 災害医療機関の役割
- (1) 災害拠点病院
- ア 地域災害拠点病院(堺市立総合医療センター) 地域災害拠点病院は次の活動を行う。
- ① 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の 受入れと高度医療の提供
- ② 災害派遣医療チーム (DMAT) や医療救護班の受け入れや派遣及びこれに係る調整
- ③ 地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援

(略)

第10節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な 措置を講じるとともに、避難を必要とする住民を受け入れるため、指定避難所を開設する。

避難誘導の際は、市は危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫するこ

堺市地域防災計画(旧)

と、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自ら定める「災害時要援護者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

(略)

第1 避難準備·高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示し、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。

(略)

1 標準的な意味合い

| | 発令時の状況 | 住民に求める行動 |
|-----------------|------------------|----------------------------|
| 油花 | 災害発生の可能性が予想される | ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避 |
| 避難準備 | 埃 混 | 難する。 |
| 準備 | | ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後 |
| T | | の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避 |
| 高齢者等避難開始 | | 難を開始する。 |
| 一 | | ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性があ |
| 避難 | | る区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、 |
| 開 | | 避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や |
| 炉 | | 指定緊急避難場所へ立退き避難する。 |
| | 避難行動を開始しなければなら | ・予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難 |
| | ない段階であり、予想される災害 | 場所へ速やかに立退き避難する。 |
| 避 | が、指定された避難所への立ち退き | ・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえ |
| 避難勧告 | 避難が必要となる程度の場合 | って命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合に |
| 帯 | | は、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助 |
| | | かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を |
| | | 行う。 |

堺市地域防災計画 (新)

と、その対象者を明確にすること、<u>避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして</u>対象者ごとに<u>警戒レベルに対応した</u>とるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の 喚起に努めるとともに、自ら定める「災害時要援護者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

(略)

第1 避難準備·高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示し、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する<u>とともに、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</u>

(略)

なお、津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示(緊急)」のみ発令する。

堺市地域防災計画(旧)

____ ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な ・前兆現象の発生や現在の切迫した 状況から、災害が発生する危険性 状況となっており、未だ避難していない人は、予想され が非常に高いと判断された状況

- ・地域の特性等から人的被害の発生 する危険性が非常に高いと判断 された状況
 - 人的被害の発生した出況
- る災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊 急に避難する。
- ・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえ って命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合に は、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が財 かる可能性の喜い避難行動として「屋内安全確保」を 行う。

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」より抜粋

- 注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難 開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示(緊急)」のみ発令。
- 注2 市は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとと れた、避難勧告及び避難指示(緊急)を夜間に発会する可能性がある場合には、避難行動をとりや **すい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める**
- 2 避難勧告等実施者
- (1) 避難勧告、避難指示(緊急)

ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要が あると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示し、住民が自らの判断で避難行動をと ることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。 (略)

第4 指定避難所の開設及び運営

(略)

2 指定緊急避難場所または指定避難所を開設した場合は、指定避難所を管理するための災害地区班 員等を速やかに派遣し、指定避難所等の管理運営マニュアルに基づき指定緊急避難場所または指定 避難所を管理運営を行う。

ただし、建築物・設備の損傷状況を把握する調査を実施した結果、指定避難所の使用が危険だと判 断される場合、又は、判断が困難な場合には区本部長に対応を要請する。

3 災害地区班員は、区役所又は現地対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して指定避難 所の円滑な運営に努める。

運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女のニー ズの違いや性的マイノリティの方等被災者の多様性に十分に配慮する。

第11節 二次災害の防止

2 避難勧告等実施者

(1) 避難勧告、避難指示 (緊急)、災害発生情報

ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するために特に必要 があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。

堺市地域防災計画(新)

(略)

第4 指定避難所の開設及び運営

2 指定緊急避難場所または指定避難所を開設した場合は、指定避難所を管理するための避難所対応 職員等を速やかに派遣し、指定避難所等の管理運営マニュアルに基づき指定緊急避難場所または指 定避難所の管理運営を行う。

ただし、建築物・設備の損傷状況を把握する調査を実施した結果、指定避難所の使用が危険だと判 断される場合、又は、判断が困難な場合には区本部長に対応を要請する。

3 避難所対応職員は、区役所又は現地対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して指定避 難所の円滑な運営に努める。

運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女のニー ズの違いや性的マイノリティの方等被災者の多様性に十分に配慮する。

第11節 二次災害の防止

第2 建築物等

市及び施設管理者は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、関係機関と連携し、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。 (略)

第12節 交通規制・緊急輸送活動

第1 陸上輸送

- 1 緊急交通路の確保
 - (3)緊急交通路確保のための措置

(略)

ア 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者

点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を災害対策本部、国、府及び府警察に連絡する。

(略)

第16節 南海トラフ沿いの異常現象観測時の対応

節全体を削除

第2 建築物等

市及び施設管理者は、建築物の倒壊、<u>有害物質の漏洩、</u>アスベストの飛散などに備え、関係機関と 連携し、<u>施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の</u>二次災害防止対策を講ず るとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

(略)

第12節 交通規制・緊急輸送活動

第1 陸上輸送

- 1 緊急交通路の確保
 - (3)緊急交通路確保のための措置

(略

ア 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者

点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、<u>自動車、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用</u>による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を災害対策本部、国、府及び府警察に連絡する。

(略)

6 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流 上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2節 指定避難所の開設・運営

第1 指定避難所の開設

指定避難所の開設は指定避難所の開設基準に基づき<u>災害地区班</u>員が行い、開設とともに被災者の受入れにあたり、その状況を災害対策本部等に報告する。

(略)

- 1 指定避難所の開設基準
- (1) 災害対策本部又は区対策本部が開設を決定したとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき
- * ただし、<u>市域において震度6弱以上の地震を観測した場合には</u>、自動参集による<u>災害地区班</u>員 等が開設する。
- 2 開設の留意点
- (1) 指定避難所を開設した場合は、速やかに災害対策本部等及び地域の自治会に開設の連絡を行う。 (略)

4 指定避難所の閉鎖

災害対策本部長は、下記の決定に基づき<u>災害地区班</u>員に被災者を帰宅させる他、必要な措置をとるよう指示する。

(略)

第2 指定避難所の管理、運営

市は、指定避難所を管理するため<mark>災害地区班</mark>員を派遣し、区対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携し円滑な管理、運営に努める。

(略)

2 指定避難所の管理、運営の留意点

(略)

また、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや性的マイノリティの方等被災者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

堺市地域防災計画(新)

第2節 指定避難所の開設・運営

第1 指定避難所の開設

指定避難所の開設は指定避難所の開設基準に基づき<u>避難所対応職</u>員が行い、開設とともに被災者の受入れにあたり、その状況を区災害対策本部等に報告する。

(略)

- 1 指定避難所の開設基準
- (1) 本市の区域内において震度6弱以上の地震が観測されたとき
- (2) 大阪府の区域内において津波警報又は大津波警報が発表されたとき
- (3) (1) 又は(2) に定めるもののほか、地震及び津波から市民の生命、身体及び財産を保護するための、災害対策本部長がその必要があると認めるとき
- * ただし、<u>(1)又は(2)に掲げる事象が発生した場合は、当該事象の発生をもって</u>、自動参集による 避難所対応職員等が開設する。
- 2 開設の留意点
- (1) 指定避難所を開設した場合は、速やかに<mark>区</mark>災害対策本部等及び地域の自治会に開設の連絡を行う。

(略)

(5) 地震時指定避難所を開設中に、風水害が発生した場合は、一定期間地震時選定職員が運営を継続する。

(略)

4 指定避難所の閉鎖

災害対策本部長は、下記の決定に基づき<u>避難所対応職</u>員に被災者を帰宅させる他、必要な措置を とるよう指示する。

(略)

第2 指定避難所の管理、運営

市は、指定避難所を管理するため<mark>避難所対応職</mark>員を派遣し、区対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携し円滑な管理、運営に努める。

(略)

2 指定避難所の管理、運営の留意点

(略)

また、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや性的マイノリティの方等被災者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

堺市地域防災計画(旧)

(1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握<u>に努める</u>。

(略)

(4) 生活環境を常に良好なものとするよう配慮する

(略)

(6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生 状態の把握に努め、必要な措置を講じる

(略)

- (8) 相談窓口の設置(女性の相談員の配置に配慮する。)
- (9) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者へ配慮した運営に努める

(略

(12) 生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供

(略)

- (<u>16</u>) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に 関する役割分担等を定めるよう努める。
- (<u>17</u>) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換<u>に努める。</u>

(略)

- 4 避難者及び避難所の生活環境の把握
- (1) 市は、避難場所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び事等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、府等への報告を行う。
- (2) 市は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握を行う。
- (3) 避難の長期化等に応じて必要な措置を講ずるため、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握を行う。

(略)

第3節 緊急物資の供給

- 第2 食料・生活必需品の供給
- 3 府等への供給要請

(略)

堺市地域防災計画(新)

(1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握<u>並びに府へ報告</u>。

(略)

- (4) 生活環境を常に良好なものとする<u>ための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握</u> (略)
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保<u>状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、</u> <u>洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等</u> 及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握<u>並びに、</u>必要な措置<u>(多言語対応等)の実</u> 施

(略)

- (8) 相談窓口の設置(女性の相談員の配置)
- (9) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者へ<u>の</u>配慮

(略)

(12) 女性用品、粉ミルク、離乳食などの提供

(略)

- (16) アレルギーのある者、宗教上の食事に制限のある者への配慮
- (<u>17</u>) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に<u>指定</u>避難所運営に関する役割分担等を定めること
- (<u>18</u>) 各<u>指定</u>避難所の運営者とともに、<u>指定</u>避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換<u>を行うこと</u>

(略)

第3節 緊急物資の供給

- 第2 食料・生活必需品の供給
- 3 府等への供給要請

(略)

(m_T

堺市地域防災計画(旧)

他の市町村、近畿農政局(大阪農政事務所)、日本赤十字社大阪府支部、大阪府LPガス協会、災害協定市及び関連事業所に応援要請した場合は、府に報告する。

(略)

第4節 保健衛生活動

(略)

第1 防疫活動

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という)及び 災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局通知)に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人 権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

- 1 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、 三類感染症の発生及びまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。
- ※ 一類感染症(エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱)、二類感染症(急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。))、三類感染症(コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス)

(略)

3 次の感染症予防活動を実施する。

(略)

4 感染症予防対策に必要な薬品を調達、確保する。

(略)

6 自らの<u>感染症予防対策</u>が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。

(略)

第5 応援要請

<u>感染症予防</u>活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、市は府等に応援を要請する。

第6 動物保護等の実施

市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施す

堺市地域防災計画 (新)

他の市町村、近畿農政局(<u>大阪府拠点</u>)、日本赤十字社大阪府支部、大阪府LPガス協会、災害協 定市及び関連事業所に応援要請した場合は、府に報告する。

(略)

第4節 保健衛生活動

(略)

府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣を行う。

第1 防疫活動

市<u>及び府</u>は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という) 及び災害防疫実施要綱(昭和 40 年厚生省公衆衛生局通知)に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等 の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

- 1 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、 三類感染症、指定感染症などの発生及びまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧 告等を行う。
- ※ 一類感染症(エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱)、二類感染症(急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。))、三類感染症(コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス)

(略)

3 次の防疫活動を実施する。

(略

4 防疫に必要な薬品を調達、確保する。

(略)

6 自らの<u>防疫</u>が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。

(略)

第5 応援要請

防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、市 は府等に応援を要請する。

第6 動物保護等の実施

市・府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガ

堺市地域防災計画(旧)

る。

(略)

第7節 ライフラインの確保

第2 公共下水道施設

3 応援体制

本市の保有資器材で対応が困難な場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」及び「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」により、他の公共団体に協力を要請する。

(略)

第3 電力施設

- 2 応急供給
- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等<u>の集約により</u>総合的に被害状況の把握に努める。 (略)
- 3 広報

二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

(略)

第4 都市ガス施設

(略)

3 広報

(略)

(2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第5 電気通信施設

(略)

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

堺市地域防災計画 (新)

<u>イドライン」に基づき、</u>相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 (略)

第7節 ライフラインの確保

- 第2 公共下水道施設
- 3 応援体制

本市で対応が困難な場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」 及び「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」により、他の公共団体に協力を要 請する。

(略)

第3 電力施設

- 2 応急供給
- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等<u>を集約するための体制、システムを整備し、</u>総合的に被害 状況の把握に努める。

(略)

- 3 広報
- (1) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを 必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加之て、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4 都市ガス施設

(略)

3 広報

(略)

(2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加 <u>えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報</u> <u>に努める。</u>

第5 電気通信施設

(略)

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を<u>ホームページ等様々な手段を用いて</u>行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第8節 交通の機能確保

第2 各施設管理者における復旧

1 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市<u>交通局</u>) (略)

第10節 応急住宅対策

第3 住宅確保対策

1 応急仮設住宅の建設

市は、大阪府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、応急仮設住宅を建設し、供与する。

(略)

(2) 応急仮設住宅の管理は、市及び府が協力して行う。

(略

- (4) 応急仮設住宅の建設戸数並びに1戸当たりの規模・建設限度額は、災害救助法の定めるところによる。
- (5) 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- (6) 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

3 みなし応急仮設住宅

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、<u>応急</u>仮設住宅の<u>建</u> 設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住 宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

2 応急仮設住宅の運営管理

市は、大阪府の委任により、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活

堺市地域防災計画 (新)

第8節 交通の機能確保

第2 各施設管理者における復旧

1 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市<u>高速電気軌道株式会社</u>) (略)

4 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流 道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。 (略)

第10節 応急住宅対策

第3 住宅確保対策

1 建設型仮設住宅の建設

市は、府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、 住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえ で、<mark>建設型</mark>仮設住宅を供与する。

(略)

(2) 建設型仮設住宅の管理は、市及び府が協力して行う。

(略)

- (4) <u>建設型</u>仮設住宅の建設戸数並びに1戸当たりの規模・建設限度額は、災害救助法の定めるところによる。
- (5) 入居者に<mark>建設型</mark>仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- (6) 高齢者、障害者に配慮した建設型仮設住宅を建設するよう努める。

2 民間賃貸住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、<u>建設型</u>仮設住宅の 供与のみでは膨大な応急<u>仮設</u>住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間 賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅<u>(以下「借上型仮設住宅」という。)</u>を積極的に活用す る。

3 借上型仮設住宅の運営管理

市は、府の委任により、<u>借上型</u>仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、<u>借上型</u>仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を<u>はじ</u>めとする生

堺市地域防災計画(旧)

者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4 公共住宅への一時入居

応急建設型仮設住宅の建設及び<u>みなし応急</u>仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第4 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、 専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制 を組織化する。
- 2 市及び府は民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家<u>情報</u>の把握に努めると ともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。 (略)

第12節 廃棄物の処理

- 第3 災害廃棄物等(津波堆積物を含む。)処理
- 2 処理活動

(略)

(6) 府(循環型社会推進室)、公益社団法人大阪府産業<mark>廃棄物</mark>協会及び近隣市に協力を要請する。 (略)

第14節 自発的支援の受入れ

第1 災害発生時におけるボランティアの活動

市、堺市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティ ア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者ニーズに応えて円滑に活動できるよう対応する。

(略)

堺市地域防災計画 (新)

活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、借上型仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4 公共住宅への一時入居

<u>府の委任による</u>建設型仮設住宅の建設及び<u>借上型</u>仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・<u>独立行政法人</u>都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第4 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- 2 市及び府は民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家<u>状況</u>の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。 (略)

第12節 廃棄物の処理

- 第3 災害廃棄物等(津波堆積物を含む。)処理
- 2 処理活動

(略)

(6) 府(循環型社会推進室)、公益社団法人大阪府産業<u>資源循環</u>協会及び近隣市に協力を要請する。 (略)

第14節 自発的支援の受入れ

第1 災害発生時におけるボランティアの活動

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

<u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努</u>める。

<u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活</u> 環境について配慮するものとする。

堺市地域防災計画(旧)

第1節 気象予警報等の伝達

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

第1 気象予警報等

1 大阪管区気象台の発表する予警報等

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意 報、警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

(略)

【警報・注意報発表基準一覧表】

| 発表 | 表官署 | | 大阪管区気象台 | | |
|-------------|-------|------------|-----------------------|--|--|
| 府 | 県予報区 | | 大阪府 | | |
| —- <u>}</u> | 欠細分区 | 域 | 大阪府 | | |
| _3 | 欠細分区 | 域 | | 堺市 | |
| 市 | 町村等を | まとめた地域 | | 泉州 | |
| | (浸水害) | | 表面雨量指数基 | 16 | |
| | 大雨 | (土砂災 害) | 土壤雨量指数基準 | <u>119</u> | |
| | | | 流域雨量指数基 | 西除川流域=9.7, 東除川流域=6.4, 石津川流域=23.2, 和田川流域=8.4 | |
| 警報 | 洪水 | | 複合基準*1 | 西除川流域=(8, 9.2), 石津川流域=(8, 13.3) | |
| 羊 区 | | | 指定河川洪水予 報 による基準 | 大和川下流[柏原] | |
| | 暴風 | | 平均風速 | 陸上: 20m/s 海上: 25m/s | |
| | 暴風雪 | | 平均風速 | 陸上: 20m/s 雪を伴う 海上: 25m/s 雪を伴う | |

堺市地域防災計画(新)

第1節 気象予警報等の伝達

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

また、大阪管区気象台及び府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

第1 気象予警報等

1 大阪管区気象台の発表する予警報等

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意 報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

<u>その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度、その切迫度を伝える情報をわかりやすく提</u> 供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

(略)

【警報・注意報発表基準一覧表】

| 発表 | 長官署 | | 大阪管区気象台 | |
|------------|------------|--------|--------------|---------------------------|
| 府 | 県予報区 | | 大阪府 | |
| — ₹ | 欠細分区 | 域 | | 大阪府 |
| 二光 | 欠細分区 | 域 | | 堺市 |
| 市町 | 丁村等を | まとめた地域 | | 泉州 |
| | → = | (浸水害) | 表面雨量指数基 | 16 |
| | 大雨 | (土砂災害) | 土壤雨量指数基 準 | <u>123</u> |
| | | | 流域雨量指数基 | 西除川流域=9.7, 東除川流域=6.4, |
| | | | 準 | 石津川流域=23.2,和田川流域=8.4 |
| 警 | | | 複合基準*1 | 西除川流域=(8, 9.2), 石津川流域=(8, |
| 報 | 洪水 | | | 13. 3) |
| 平区 | | | 指定河川洪水予 | |
| | | | 報 | 大和川下流[柏原] |
| | | | による基準 | |
| | 暴風 | | 平均風速 | 陸上:20m/s |
| | 添 烟 | | 十岁寒悠 | 海上:25m/s |
| | 暴風雪 | | 平均風速 | 陸上:20m/s 雪を伴う |
| | 茶風雪 | | 十岁风烟 | 海上:25m/s 雪を伴う |

| フェース フェース | | | | 堺市地 | 域防災計画(旧) |
|---|---|----|------------|----------------|-------------------------------|
| 高潮 潮位 2.2m 表面雨量指数基準 9 土壌雨量指数基準 面除川流域=7.8,東除川流域=5.1,石津川流域=18.6,和田川流域=6.7 複合基準*1 西除川流域=(8,6.6),東除川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,五津川流域=(8,12),和田川流域=(5,五津川流域=(8,12),和田川流域=(5,五津川流域=(8,12),和田川流域=(5,五津川流域=(8,12),和田川流域=(5,五津川流域=(8,12),和田川流域=(5,五津川流域=(8,12),和田川流域=(5,五津川流域=(8,12),和田川流域=(5,五津川流域=(8,12),和田川流域=(5,五津川元域=(8,12),和田川流域=(8,12),和田川流域=(5,五津川元域=(8,12),和田川流域=(5,五津川元域=(8,12),和田元域=(8,12),和田元域=(8,12 | | | 大雪 | 降雪の深さ | 24時間降雪の深さ 20cm |
| 大雨 表面雨量指数基 | | | 波浪 | 有義波高 | 3. 0m |
| 大雨 2 | | | 高潮 | 潮位 | 2. 2m |
| 土壌雨量指数基 20 | | | +== | | 9 |
| 連 石津川流域=18.6,和田川流域=6.7 複合基準*1 西除川流域=(8,6.6),東除川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,石津川流域=(8,12),和田川流域=(5,12), 和田川流域=(5,12), 和田川流域=(| | | Λ M | | 90 |
| 漢水 複合基準*1 西除川流域=(8, 6. 6), 東除川流域=(5, 石津川流域=(8, 12), 和田川流域=(5, 指定河川洪水予報 | | | | 流域雨量指数基 | 西除川流域=7.8,東除川流域= <u>5.1</u> , |
| フェース フェース | | | | 準 | 石津川流域=18.6,和田川流域=6.7 |
| 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 | | | | 冶 △甘淮*1 | 西除川流域=(8,6.6),東除川流域=(5,5.1) |
| 注意報 大和川下流[柏原] 強風 平均風速 陸上: 12m/s 海上: 15m/s 陸上: 12m/s 海上: 15m/s 雪を伴う 大雪 降雪の深さ 24時間降雪の深さ 5cm 波浪 有義波高 1.5m 高潮 潮位 1.5m 雷 落雷等により被害が予想される場合 融雪 融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 現程 陸上: 100m | | | 洪水 | 俊立 | 石津川流域=(8, 12), 和田川流域=(5, 6.7) |
| 注意 による基準 報 歴上: 12m/s 強風 平均風速 歴上: 12m/s 海上: 15m/s 雪を伴う 海上: 15m/s 雪を伴う 次息 有義波高 1.5m 高潮 潮位 1.5m 富 落雷等により被害が予想される場合 融雪 融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 視程 陸上: 100m | | | | 指定河川洪水予 | |
| 意報 強風 陸上: 12m/s 強風 平均風速 陸上: 12m/s 海上: 15m/s 大雪 降雪の深さ 24時間降雪の深さ 5cm 波浪 有義波高 1.5m 高潮 潮位 1.5m 雷 落雷等により被害が予想される場合 融雪 融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 現程 陸上: 100m | | ٠, | | 報 | 大和川下流[柏原] |
| 報風 平均風速 | | | | による基準 | |
| 海上: 15m/s 風雪 平均風速 大雪 降雪の深さ 波浪 有義波高 高潮 潮位 電 落雷等により被害が予想される場合 融雪 融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 視程 陸上: 100m | | | | 平均風速 | 陸上:12m/s |
| 風雪 平均風速 海上: 15m/s 雪を伴う 大雪 降雪の深さ 5cm 波浪 有義波高 1.5m 高潮 潮位 1.5m 雷 落雷等により被害が予想される場合 融雪 融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 視程 陸上: 100m | - | 羊区 | JE/EC | | 海上:15m/s |
| 海上: 15m/s 雪を伴う 大雪 降雪の深さ 波浪 有義波高 高潮 潮位 電 落雷等により被害が予想される場合 融雪 融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 視程 陸上: 100m | | | 国 電 | 平均風速 | 陸上:12m/s 雪を伴う |
| 波浪有義波高1.5m高潮潮位1.5m雷落雷等により被害が予想される場合融雪融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合視程陸上:100m | | | | | 海上:15m/s 雪を伴う |
| 高潮 潮位 1.5m 雷 落雷等により被害が予想される場合 融雪 融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 視程 陸上:100m | | | 大雪 | 降雪の深さ | 24 時間降雪の深さ 5cm |
| 雷 落雷等により被害が予想される場合 融雪 融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 視程 陸上: 100m | | | 波浪 | 有義波高 | 1.5m |
| 融雪 融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 視程 陸上: 100m | | | 高潮 | 潮位 | 1.5m |
| 視程 陸上: 100m | | | 雷 | 落雷等により被害な | が予想される場合 |
| 視程 陸上:100m | | | 融雪 | 融雪により災害が多 | 発生するおそれがあると予想される場合 |
| | | | 濃霧 | 視程 | 陸上:100m |
| 海上: 500m | | | 版 榜 | | 海上: 500m |

(略)

(2) 特別警報

(略)

| 現 | 象 | \mathcal{O} | 種 | 類 | 発 表 基 準 |
|---|---|---------------|---|---|-------------------------------------|
| | | | | | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しく |
| | 大 | | 雨 | | は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想 |
| | | | | | される場合。 |
| | 显 | | 国 | | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想 |
| 7 | 暴 | | 風 | | される場合 |

| | | 堺市地 | 域防災計画(新) |
|---|----------------|--------------|--|
| | 大雪 | 降雪の深さ | <u>12</u> 時間降雪の深さ <u>10</u> cm |
| | 波浪 | 有義波高 | 3. Om |
| | 高潮 | 潮位 | <u>標高</u> 2.2m <u>の高さ</u> |
| | 大雨 | 表面雨量指数基 | 9 |
| | Λ _N | 土壤雨量指数基 準 | <u>95</u> |
| | | 流域雨量指数基 | 西除川流域=7.8,東除川流域= <u>4.5,</u> |
| | | 準 | 石津川流域=18.6,和田川流域=6.7 |
| | 洪水 | 複合基準*1 | 西除川流域=(8, 6. 6), 東除川流域=(5, <u>4. 5</u>) 石津川流域=(8, 12), 和田川流域=(5, 6. 7) |
| | | 指定河川洪水予 | |
| | | 報 | 大和川下流[柏原] |
| 注 | | による基準 | |
| 意 | 14 🖂 | 平均風速 | 陸上:12m/s |
| 報 | 強風 | | 海上:15m/s |
| | 国委 | 平均風速 | 陸上:12m/s 雪を伴う |
| | 風雪 | | 海上:15m/s 雪を伴う |
| | 大雪 | 降雪の深さ | <u>12</u> 時間降雪の深さ 5cm |
| | 波浪 | 有義波高 | 1.5m |
| | 高潮 | 潮位 | <u>標高</u> 1.5m <u>の高さ</u> |
| | 雷 | 落雷等により被害な | が予想される場合 |
| | 融雪 | 融雪により災害が多 | 巻生するおそれがあると予想される場合 |
| | 濃霧 | 視程 | 陸上:100m |
| | 仮務 | | 海上:500m |

(略)

(2) 特別警報

| 現象 | の種 | 類 | 発 表 基 準 |
|----|----|---|-------------------------------------|
| | | | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しく |
| | | | は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想 |
| 大 | 雨 | i | される場合。 |
| | | | 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる |
| | | | <u>必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u> |

| 堺市地域防災計画(旧) | | | |
|-------------|-------------------|-----------------------------------|--|
| 高 | 潮 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想 | |
| l±1 | 1 79 J | される場合 | |
| 波浪 | | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想 | |
| 汉 | 仅 | される場合 | |
| | | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹 | |
| 暴 | 風 雪 | くと予想される場合 | |
| 大 | 雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 | |

(略)

(5) 大和川洪水予報

(略)

| 標題(種類) | 発表基準 |
|-----------------------------------|--|
| 大和川下流氾濫注意情報 | いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、 |
| (洪水注意報) | さらに水位の上昇が見込まれるとき。 |
| 大和川下流 氾濫警戒情報 (洪水警報) | いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到 達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さ らに水位の上昇が見込まれるとき。 |

| | | | 堺市地域防災計画(新) |
|--|----|------|-----------------------------------|
| | 暴風 | | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想 |
| | 暴 |)上V | される場合 |
| | 高 | 油 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想 |
| | | 潮 | される場合。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 |
| | 波 | 浪 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想 |
| | | 仅 | される場合 |
| | 暴 | 風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹 |
| | | 風 雪 | くと予想される場合 |
| | 大 | Lift | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 |

(略)

(5) 水位情報周知河川における水位到達情報

府が指定する水位情報周知河川(石津川、西除川、東除川)について、避難判断水位及び氾濫 危険水位(水防法第13条で規定される洪水特別警報水位)に到達した場合には、その旨を水防 管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般 に周知するものとする。

| 標題(種類) | <u>発表基準</u> | |
|-------------------------|--|--|
| 氾濫警戒情報 <u>(洪水警報)</u> | いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 | |
| <u>氾濫危険情報</u> (洪水警報) | いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。避難 が必要とされる警戒レベル4に相当。 | |
| 氾濫発生情報 (洪水警報) | 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生して いる状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があるこ とを示す警戒レベル5に相当。 | |

(6) 大和川洪水予報

| `- | |
|---------|---------------------------------------|
| 標題(種類) | 発表基準 |
| | いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、 |
| 氾濫注意情報 | さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <u>避難に備えハザードマップ</u> |
| (洪水注意報) | 等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認 |
| | が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 氾濫警戒情報 | いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到 |

| 堺市地域防災計画(旧) | | | |
|-------------------------|----------------------------|--|--|
| 大和川下流 氾濫危険情報 | いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 | | |
| (洪水警報) | | | |
| 大和川下流 氾濫発生情報 | 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。 | | |
| (洪水警報) | | | |

(略)

(7) 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報し、知事は市長に伝達する。

アー火災気象通報を行う場合の基準

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内(生駒山地の山頂部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が10m/s以上となる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合には通報を取りやめることができる。

イ 通報時刻等

- ① 火災気象通報の基準に達すると予想される場合は、当日の午前10時までに通報する。ただし、状況の変化により必要が生じた場合、臨時通報ができる。
- ② この火災気象通報に関して、解除の発表は行わない。

(略)

| | 堺市地域防災計画(新) | | | | |
|---|----------------------------------|---------------------------------------|--|--|--|
| | (洪水警報) 達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に | | | | |
| | | らに水位の上昇が見込まれるとき。 <u>高齢者等の避難が必要とされ</u> | | | |
| | | る警戒レベル3に相当。 | | | |
| | 氾濫危険情報 | いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。過 | | | |
| 氾 | (洪水警報) | が必要とされる警戒レベル4に相当。 | | | |
| | 氾濫発生情報 | 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。 災害がすでに発生して | | | |
| | (洪水警報) | いる状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があるこ | | | |
| | (代/八言节以) | とを示す警戒レベル5に相当。 | | | |

(略)

(8) 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報し、知事 は市長に伝達する。

ア 通報基準

大阪管区気象台が定めた 「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

イ 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況としてに通報する。この際、火災 気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべ き事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」を発表した場合は、その発表を以て火災気象通報に代える。

(略)

2 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

| <u>種 類</u> | 概 要 |
|----------------|---------------------------------------|
| 大雨警報 (土砂災害) の危 | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領 |
| 険度分布 (土砂災害警戒判 | 域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨 |
| 定メッシュ情報) | 量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害) |
| | や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的 |
| | に確認することができる。 |
| | ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫):避難が必要とされる警 |
| | <u> 戒レベル4に相当。</u> |
| | ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| | ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認す |

| 大雨警報 (浸水害) の危険 度分布 洪水警報の危険度分布 | るなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を |
|-------------------------------------|--|
| 度分布 | の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の 予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km |
| | 予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km |
| 洪水警報の危険度分布 | れたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km |
| 洪水警報の危険度分布 | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km |
| 洪水警報の危険度分布 | 川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km |
| | |
| | ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を |
| | |
| | 用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこ |
| | で危険度が高まるかを面的に確認することができる。 |
| | ・「非常に危険」(うす紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 |
| | ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| | ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認す |
| | るなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 流域雨量指数の予測値 | 水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によっ |
| | て、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間 |
| | 生までの雨量分布の予測 (降水短時間予報等) を取り込んで、流域に降った |
| | 雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」につい |
| | て、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示 |
| | したものを、常時10分ごとに更新している。 |
| | 流域雨量指数の予測値 |

2 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府および大阪管区気象台は大雨警報(土砂災害)発表後、府の土砂災害発生基準雨量及び気象 台の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及 び関係機関に対して伝達する。

市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講ずる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条)

※土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、<mark>降雨</mark>に基づいて判断し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。

(略)

(略)

3 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区気象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が 更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市 町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂 災害に関するメッシュ情報を発表する。

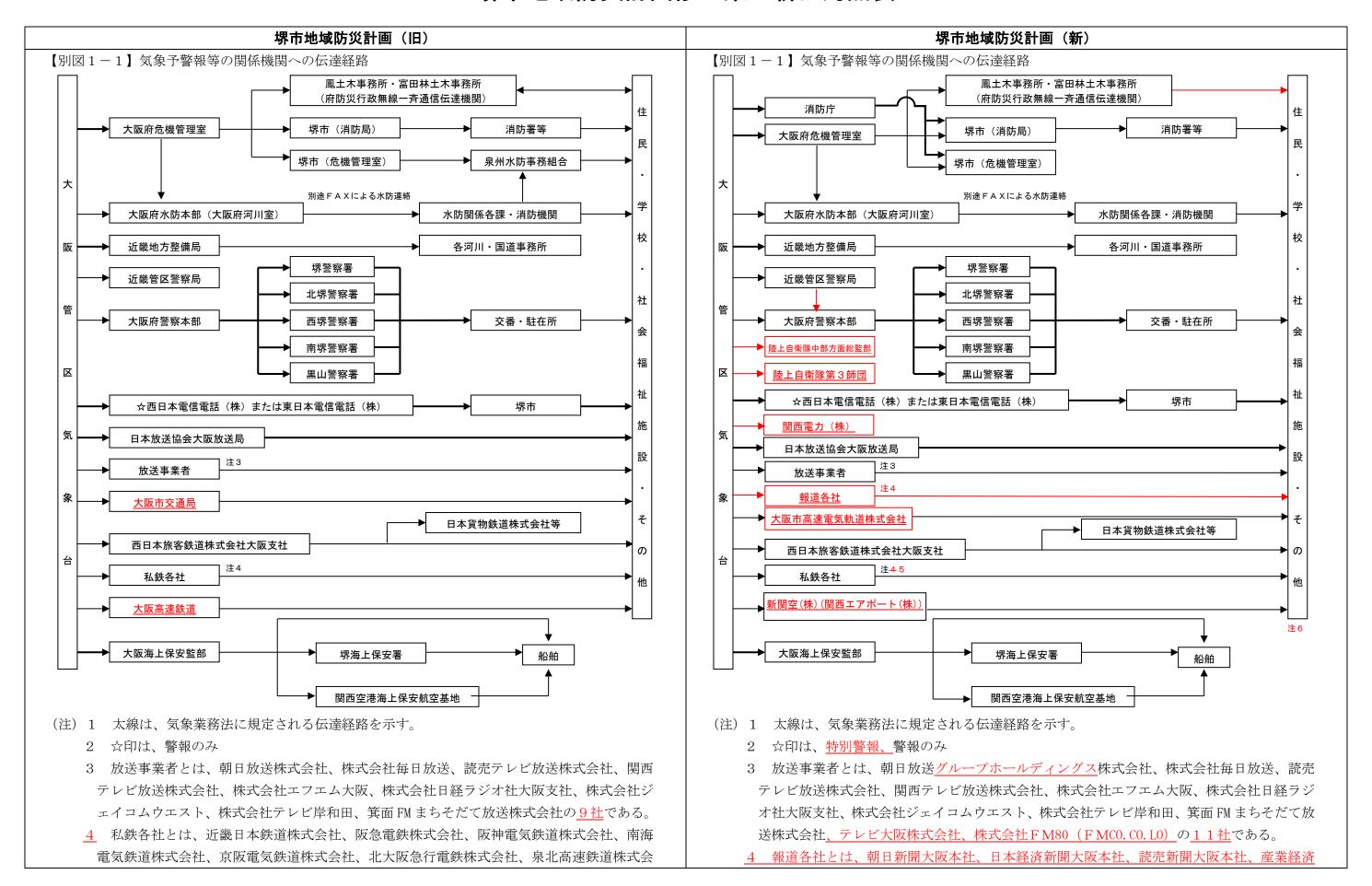
市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講ずる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条)

※土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、<u>土壌雨量指数等</u>に基づいて判断し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。

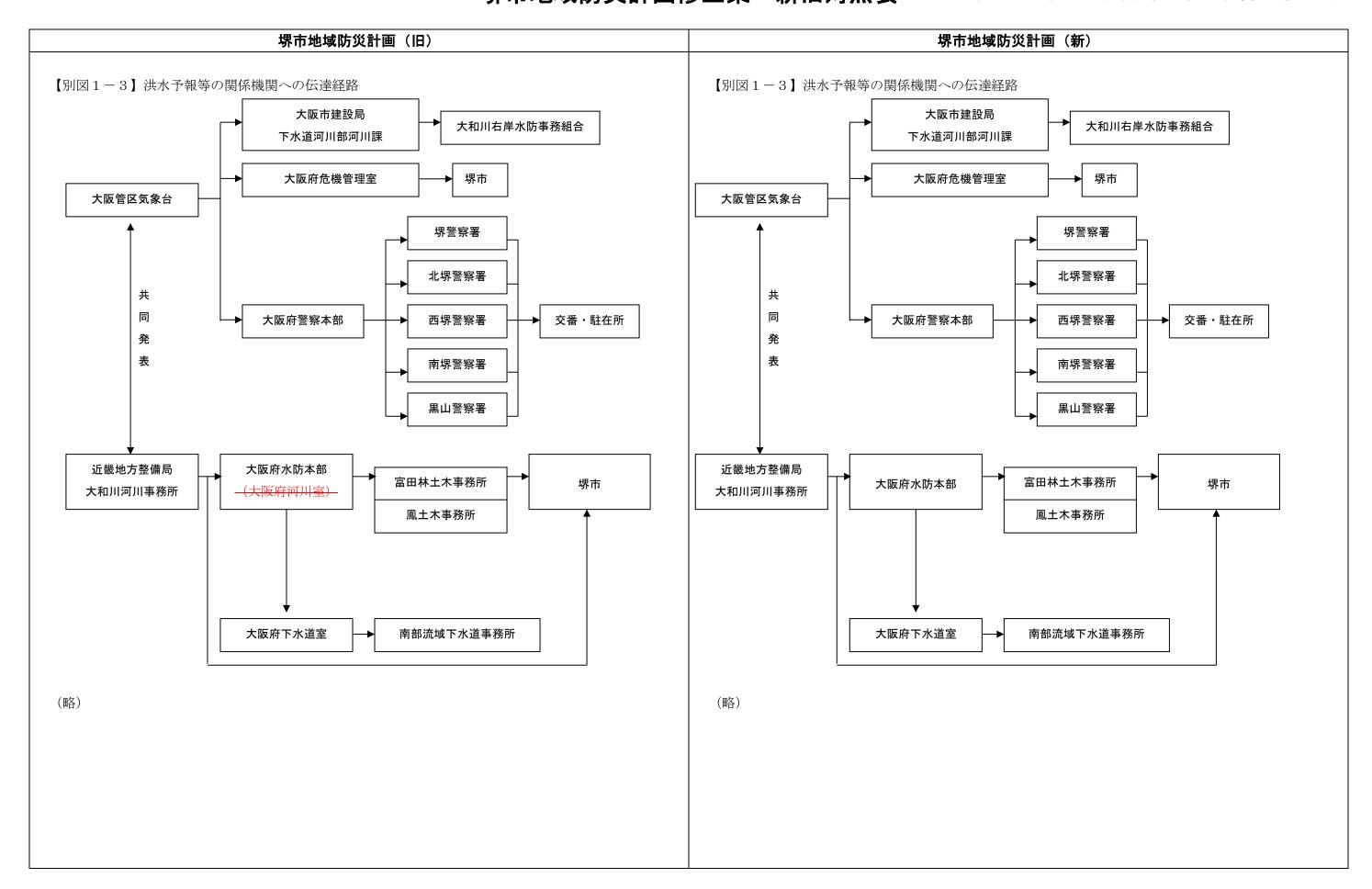
災害応急対策 風水害編 第1章 災害警戒期の活動

| 界市地域防災計画(旧) 場市地域防災計画(以 | |
|---|---|
| 3 異常現象発見時の通報 | <u>4</u> 異常現象発見時の通報 |
| (略) | (略) |
| (MD) | (MID) |
| 4 防災関係機関の収集伝達方法 | |
| (略) | (略) |
| (PE) | (PIT) |
| 第2 住民への周知 | 第2 住民への周知 |
| 市は、堺市地域防災計画に基づき、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じ | 市は、堺市地域防災計画に基づき、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じ |
| て自主防災組織などの住民組織と連携して、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対 | て自主防災組織などの住民組織と連携して、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対 |
| して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について | して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について |
| | |
| 周知する。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。 | 周知する。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。 |
| (mg) | 特に台風時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。 |
| (略) | (略) |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |



災害応急対策 風水害編 第1章 災害警戒期の活動

| 堺市地域防災計画(旧) | 堺市地域防災計画(新) |
|--|---|
| 社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。 | 新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。 6 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 |
| 【別図1-2】特別警報 <u>(地震動警報を除く(注)3)</u> の関係機関への伝達経路(フロー図省略) (注)1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。 3 気象庁は地震動警報(緊急地震連報)を発表した時には、日本放送協会に通知する。 | 【別図1-2】 気象特別警報の関係機関への伝達経路 (フロー図省略) (注)1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。 |



ウ 市域に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する被害が発生したとき。

エ その他大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき

堺市地域防災計画(旧) 堺市地域防災計画(新) 【別図1-5】土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路 【別図1-5】土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路 共同発表 共同発表 大阪府水防本部 大阪管区気象台 大阪府水防本部 大阪管区気象台 大阪府水防関係各課 大阪府水防関係各課 大阪府関係出先機関等 大阪府関係出先機関等 (大阪府防災行政無線) 大阪府防災行政無線 一斉通信伝達機関 ★大阪府各土木事務所 ▶大阪府各土木事務所 大阪府 大阪府 危機管理室 危機管理室 日本放送協会 日本放送協会 大阪放送局 大阪放送局 堺市 近畿地方整備局 近畿地方整備局 (消防局) (危機管理室) (消防局) (危機管理室) 朝日放送グループホール 朝日放送株式会社 ディングス株式会社 河川事務所 河川事務所 消防署等 消防署等 株式会社毎日放送 株式会社毎日放送 近畿管区警察局 近畿管区警察局 読売テレビ放送 読売テレビ放送 陸上自衛隊 株式会社 陸上自衛隊 株式会社 第3師団 第3師団 関西テレビ放送 関西テレビ放送 陸上自衛隊 陸上自衛隊 株式会社 株式会社 中部方面総監部 中部方面総監部 新関西国際空港 新関西国際空港 株式会社 株式会社 大阪海上保安監部 総務省消防庁 (関西エアポート(株)) 関西電力株式会社 ▶ 関西電力株式会社 住民・学校・社会福祉施設・その他 住民・学校・社会福祉施設・その他 第2節 組織動員 組織動員 第2節 第1 災害対策本部の組織体制 第1 災害対策本部の組織体制 1 設置基準 1 設置基準 (1) 堺市災害対策本部 (1) 堺市災害対策本部 ア 市域に特別警報(津波及び地震(地震動)を除く)が発表されたとき。 ア 市域に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する被害が発生したとき。 イ 市域に特別警報(津波及び地震(地震動)を除く)が発表されたとき。 イ 陸上での最大風速が秒速30メートル以上の台風が、市域に上陸又は最接近することが見込ま ウ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき。 れるとき。

エ その他市長が必要と認めたとき。

5 所掌事務

(1) 本部の所掌事務

(略)

キ 指定避難所の開設及び閉鎖並びに<u>災害地区班員</u>の出動に関すること。

(略)

第2 職員動員計画

1 配備の基準

| | | ① 市域において大雨警報 (浸水害) | 情報収集及び伝達 |
|--------|---------------|---------------------|-----------|
| | 警戒配備 | 又は洪水警報が発表されたとき | に必要な人員を配備 |
| | 1号 | ② 情報収集及び災害の警戒が必要な | |
| 焦 | | とき | |
| 危機管理セ | | ① 市域において暴風警報が発表され | 軽微な災害に対す |
| 車 | | たとき | る応急対策活動に必 |
| 1 2 | | ② 市域において大雨警報(土砂災害) | 要な人員を配備 |
| | 警戒配備 | が発表されたとき | |
| | 2号 | ③ 災害の発生が相当程度に予測さ | |
| | | れ、その事前対策をとる必要がある | |
| | | とき、又は局地的な災害が発生した | |
| | | とき | |
| | | ① 災害救助法の適用基準と同程度の | 総合的応急対策活 |
| | | 被害が発生するなど、大規模な災害 | 動に必要な人員を配 |
| 楽 | 対策配備 | が発生したとき、又は発生する恐れ | 備 |
| 十 | | があるとき | |
| 兼 | | ② 市域において特別警報が発表され | |
| 災害対策本部 | | たとき | |
| HIN | | 本市域全域にわたる被害、又は特に | 全員 |
| | 全員配備 | 甚大な局地的災害が発生したとき | |
| | | | |

2 災害地区班職員

災害地区班職員に任命されている全職員は、災害対策本部等から指示があった場合は、速やかに

堺市地域防災計画 (新)

オ その他市長が必要と認めたとき。

(略)

- 5 所掌事務
- (1) 本部の所掌事務

(略)

キ 指定避難所の開設及び閉鎖並びに避難所対応職員の出動に関すること。

(略)

第2 職員動員計画

1 配備の基準

≪風水害・土砂災害≫

| <u>体</u> | 制 | <u>条 件</u> | 人員 |
|-----------|-------|-------------------------|-----------------|
| 危機管理 | 風水害 1 | 堺市域に大雨(浸水害)警報が発表されたとき | 情報収集及び伝達に必 |
| センター | 号配備 | 情報収集及び災害警戒が必要なとき | 要な人員を配備 |
| | 風水害 2 | 堺市域に暴風警報が発表されたとき | 軽微な災害に対する応 |
| | 号配備 | 堺市域に大雨(土砂災害)・洪水警報が発表され | 急対策活動に必要な人 |
| | | <u>たとき</u> | 員を配備 |
| | 風水害 3 | 避難所開設が見込まれるとき | 総合的応急対策活動に |
| | 号配備 | 災害の発生が相当程度に予測され、その事前対 | <u>必要な人員を配備</u> |
| | | 策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が | |
| | | 発生したとき | |
| 災害対策 | 風水害対 | 市域に特別警報が発表されたとき | |
| <u>本部</u> | 策配備 | 陸上での最大風速が秒速 30 メートル以上の台 | |
| | | 風が市域に上陸又は接近することが見込まれ | |
| | | <u>るとき</u> | |
| | | 市域に災害救助法の適用を要する被害が発生 | |
| | | したとき | |
| | | その他大規模な災害の発生が予想され、その対 | |
| | | 策を要すると市長が判断するとき | |
| | | その他市長が必要と認めたとき | |
| | 全員配備 | 市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的 | ○市職員全員 |
| | | 災害が発生したとき | |

2 避難所対応職員

避難所対応職員は、災害対策本部等から指示があった場合は、速やかに指定避難所を開設し、自

指定避難所を開設し、自主防災組織をはじめとする地元住民と協力し指定避難所運営を行う。 (略)

第3節 警戒活動

- 第6 ライフライン・交通等警戒活動
- 1 ライフライン事業者

(略)

(4) 電気通信(西日本電信電話株式会社)

(略)

3 交通施設管理者

(略)

(1) 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市<u>交通局</u>)

(略)

第4節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な 措置を講ずるとともに、避難を必要とする住民を受け入れるため、指定避難所を開設する。

避難誘導の際は、市は危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にする。また、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自ら定める「災害時要援護者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

(略)

第1 避難準備·高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要がある と認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示し、住民が自らの判断で避難行動をとることが できるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。

(略)

堺市地域防災計画 (新)

主防災組織をはじめとする地元住民と協力し指定避難所運営を行う。

(略)

第3節 警戒活動

- 第6 ライフライン・交通等警戒活動
- 1 ライフライン事業者

(略)

(4) 電気通信(西日本電信電話株式会社<u>(大阪支店)、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社等</u>)

(略)

3 交通施設管理者

(略)

(1) 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北 高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市<u>高速電気軌道株式会社</u>)

(略)

第4節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な 措置を講ずるとともに、避難を必要とする住民を受け入れるため、指定避難所を開設する。

避難誘導の際は、市は危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にする。また、<u>避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして</u>対象者ごとに<u>警戒レベルに対応した</u>とるべき避難行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自ら定める「災害時要援護者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

(略)

第1 避難準備·高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示し、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する<u>とともに、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</u>

堺市地域防災計画(旧) 堺市地域防災計画(新) 1 標準的な意味合い 1 避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動 住民が自ら行動をとる際 発令時の状況 住民に求める行動 警戒レ 行動を住民等に促す 住民等がとるべき行動 の判断に参考となる情報 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き過 災害発生の可能性が予想される ベル 情報 (警戒レベル相当情報) 早期注意情報(警報 その他の人は立退き避難の準備を整えるととれて、以後 ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害 の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避 級の可能性)(気象 への心構えを高める。 ベル1 庁が発表) 難を開始する。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある。 • 氾濫注意情報 ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や る区域や急激な水位上昇のおみれがある河川沿いでは、 大雨注意報・洪水注 ・ 洪水警報の危険度分布 避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報 避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や 意報(気象庁が発 (注意) ベル2 の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの 指定緊急避難場所へ立退き避難する。 表) ・土砂災害に関するメッ 避難行動を確認する。 予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難 避難行動を開始しなければなら シュ情報(注意) 場所へ速やかに立根き避難する。 ない段階であり、予想される災害 高齢者等避難 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえ が、指定された避難所への立ち退き ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退 避難が必要となる程度の場合 って命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合に き避難する。 • 氾濫警戒情報 は「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が財 その他の人は立退き避難の準備を整えるととも • 洪水警報 かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を に、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払 ・ 洪水警報の危険度分布 避難準備 · 高齢者等 警戒レ ハ、自発的に避難を開始することが望ましい。 避難開始(市町村が (警戒) ベル3 <u>√ 肝に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な</u> ・前水現象の発生や現在の切迫した ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険 発令) • 大雨警報(土砂災害) 状況から、災害が発生する危険性 状況となっており、未だ避難していない人は、予想され 性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川 ・土砂災害に関するメッ が非常に高いと判断された状況 ス災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊 沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応し シュ情報(警戒) ・地域の特性等から人的被害の発生 急に避難する た指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望 する危険性が非常に真い ・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえ まれる。 って命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合に された状況 全員避難 人的被害の発生/ は、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が財 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」を 避難行動をとる。 • 氾濫危険情報 行う。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速 ・ 洪水警報の危険度分布 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」より抜粋 やかに立退き避難する。 (非常に危険) 注2 市は 住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとと ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に 避難勧告、避難指示 • 土砂災害警戒情報 また、避難納生及び避難指示(緊急)を変想に怒会する可能性がある場合には、避難行動をとれる 警戒レ (緊急) (市町村が 危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、 ・土砂災害に関するメッ **ナル時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める** ベル4 「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助 シュ情報(非常に危険) 発令) かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確 ・土砂災害に関するメッ 保」を行う。 シュ情報(極めて危険) <市町村から避難指示(緊急)が発令された場合> <u>***** 1</u> ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっ

ており、緊急に避難する。

堺市地域防災計画修正案 新旧対照表 災害応急対策 風水害編 第 1 章 災害警戒期の活動

| |
|---|
| ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近 |
| 隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる |
| 可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を |
| <u>行う。</u> |
| ・避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的 |
| 又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので |
| <u>あり、必ず発令されるものではないことに留意す</u> |
| <u>3.</u> |
| 災害発生 |
| ・既に災害が発生している状況であり、命を守るため・氾濫発生情報 |
| の最善の行動をとる。 |
| 警戒レ ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではな 災害発生情報(市町 ま))※2 |
| ベル5 いため、災害が発生した場合に、必ず発令されるもの 村が発令) ・(大雨特別警報(土砂災 |
| <u>ではないことに</u> <u>害)) ※2</u> |
| <u>留意する。</u> |
| 注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難 |
| 開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示(緊急)」のみ発令する。 |
| 注2 市町村は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意する |
| とともに、避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、 |
| 避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。 |
| 注3 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警 |
| <u> 戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。</u> |
| <u>注4 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)、府が提供する土砂災害</u> |
| <u>危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。</u> |
| 注5 ※1 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)については、現行では避難指示(緊急)の |
| 発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付 |
| けを改めて検討する。 |
| 注6 ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している |
| 蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報 [洪水] や警戒レベル5相当情報 [土砂災 (本) トルズ (本) トルズ (本) トルズ (本) |
| <u>害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いな</u> |
| <u> </u> |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

- 2 避難勧告等実施者
- (1) 避難勧告、避難指示(緊急)

ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示し、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。 (略)

第4 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営

(略)

2 指定緊急避難場所または指定避難所を開設した場合は、指定避難所を管理するための<u>災害地区班</u> 員等を速やかに派遣し、指定避難所等の管理運営マニュアルに基づき指定緊急避難場所または指定 避難所の開設を行う。

ただし、建築物・設備の損傷状況を把握する調査を実施した結果、指定避難所の使用が危険だと判断される場合、又は、判断が困難な場合には区本部長に対応を要請する。

3 <u>災害地区班</u>員は、区災害対策本部又は現地災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携 して指定避難所の円滑な運営に努める。

(略)

- 2 避難勧告等実施者
- (1) 避難勧告、避難指示 (緊急)、災害発生情報

ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。

堺市地域防災計画 (新)

(略)

第4 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営 (略)

2 指定緊急避難場所または指定避難所を開設した場合は、指定避難所を管理するための<mark>避難所対応</mark> 職員等を速やかに派遣し、指定避難所等の管理運営マニュアルに基づき指定緊急避難場所または指 定避難所の開設を行う。

ただし、建築物・設備の損傷状況を把握する調査を実施した結果、指定避難所の使用が危険だと判断される場合、又は、判断が困難な場合には区本部長に対応を要請する。

3 <u>避難所対応職</u>員は、区災害対策本部又は現地災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して指定避難所の円滑な運営に努める。

第1節 災害情報の収集伝達

第1 情報収集伝達経路

- 1 情報連絡体制
- (1) 有線通信
- ア 電話の利用及び災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時<u>有線</u>電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

(略)

(3) その他

(略)

ウ テレビ会議システム

堺市災害対策本部会議室、危機管理センター、区災害対策本部、消防本部と上下水道局本庁舎間の、また、上下水道局本庁舎と出先機関の迅速な情報共有等を目的に、遠隔地間において映像及び音声を送受信することができるテレビ会議システムを整備する。

(略)

第3 通信手段の確保

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用を図るとともに、状況によっては伝令(自転車、オートバイ利用もしくは徒歩)等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、府及び市は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省(近畿総合通信局)から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

(略)

堺市地域防災計画(新)

第1節 災害情報の収集伝達

- 第1 情報収集伝達経路
- 1 情報連絡体制
- (1) 有線通信
 - ア 電話の利用及び災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時<u>優先</u>電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

(略)

(3) その他

(略)

ウ テレビ会議システム

堺市災害対策本部会議室、危機管理センター、区災害対策本部、消防本部と上下水道局本庁舎間の、また、上下水道局本庁舎と出先機関<u>さらに、消防本部、救急ワークステーション、消防</u>署間の迅速な情報共有等を目的に、遠隔地間において映像及び音声を送受信することができるテレビ会議システムを整備する。

(略)

第3 通信手段の確保

_1 市

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用を図るとともに、状況によっては伝令(自転車、オートバイ利用もしくは徒歩)等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、府及び市は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省(近畿総合通信局)から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

2 電機通信事業者

電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

3 西日本電信電話株式会社(大阪支店)

西日本電信電話株式会社(大阪支店)は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入 電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

堺市地域防災計画(旧) 堺市地域防災計画 (新) 第2節 災害広報 第2節 災害広報 市、府及び防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細 市、府及び防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、通勤・通学者、帰宅困難者、訪日外 かな情報を提供するものとする。

第1 災害広報

【市長公室、区役所、各関係機関】

- 1 市
 - (1) 災害発生直後の広報
 - ア 避難の勧告及び指示
 - イ 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ
 - ウニ次災害の危険性
 - エ パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ
 - オ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
 - カ市内の被害状況(延焼火災、建物破壊、道路破損等)の概要
 - + 市の活動体制及び応急対策始動状況
 - ① 本部等の設置
 - ② 避難場所及び救護所の設置
 - ③ その他必要な事項
 - (2) 応急活動実施段階の広報

(略)

国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツ ールを活用し提供するものとする。

第1 災害広報

【市長公室、文化観光局、区役所、各関係機関】

- 1 市
- (1)台風接近時の広報
- ア 台風についての情報 (進路予想図、予報円 等) や気象の状況
- イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ウ 鉄道等の交通機関の運行情報 等
- (2) 風水害発生直後の広報
- ア 避難の勧告及び指示
- イ 気象等の状況
- ウ 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ
- <u>工</u> 二次災害の危険性
- **オ** パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ
- カ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- キ 市内の被害状況(延焼火災、建物破壊、道路破損等)の概要
- ク 市の活動体制及び応急対策始動状況
- ① 本部等の設置
- ② 避難場所及び救護所の設置
- ③ その他必要な事項
- (3) 応急活動実施段階の広報

(略)

3 府

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、 学校や仕事などの日常生活の状態(モード)から、災害時の状態(モード)への意識の切り替えを 呼びかける「災害モード宣言」を行う。

(1) 発信の目安

気象台の予測で、強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が 見込まれる場合

イ その他自然災害等

堺市地域防災計画(旧) 堺市地域防災計画 (新) その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合 (2) 発信の内容 ア 台風 ① 自分の身の安全確保 ② 出勤・通学の抑制 ③ 市町村長の発令する避難情報への注意 3 警察署 4 警察署 (略) (略) 4 西日本電信電話株式会社 5 西日本電信電話株式会社 (略) (略) 5 関西電力株式会社 6 関西電力株式会社 (略) (略) 6 大阪ガス株式会社 7 大阪ガス株式会社 (略) (略) 7 広報活動の実施 8 広報活動の実施 (略) (略) 第3節 広域応援等の要請・受入れ 第3節 広域応援等の要請・受入れ (略) (略) 第2 広域応援等の受入れ 第2 広域応援等の受入れ (略) (略) 第3 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援 【危機管理室】 総務省は、府及び市等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム(災害マネジメント総括支 援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。)に 基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。 第5節 自衛隊の災害派遣 第5節 自衛隊の災害派遣 第2 自衛隊の自発的出動基準 第2 自衛隊の自発的出動基準 自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、そ 自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、そ の救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら の救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら の判断で自衛隊が派遣される場合がある。 次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。 (略) (略) (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、 (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、

市長、警察署長等から災害に関する通<mark>報</mark>を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手 した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 (略)

第4 派遣部隊の活動

13 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 (略)

第6節 消火・救助・救急活動

第1 市

【危機管理室】

(略)

第4 府

市から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、市に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

また、府域 \underline{o} 市町村 \underline{n} 対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するなど、必要な総合調整を行う。

(略)

堺市地域防災計画 (新)

市長、警察署長等から災害<u>の状況</u>に関する通<mark>知</mark>を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

第4 派遣部隊の活動

13 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 <u>なお、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、</u> 防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

(略)

第6節 消火・救助・救急活動

第1 市

【危機管理室、区役所】

(略)

第4 府

市から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、<u>災害対策本部を設置し、</u>市に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

また、<u>被害の拡大に</u>府域市町村<u>だけで</u>対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助 隊の派遣について要請するなど、必要な総合調整を行う。

なお、緊急消防援助隊を要請した場合は、速やかに災害対策本部内に消防応援活動調整本部(※1) を設置し、消防機関が行う活動全般の把握、調整、支援等を行うものとする。

<u>その他、総合的な対応については、広域防災連絡会議(※2)を設置し、関係機関との連絡調整を</u> 図るものとする。

※1 消防応援活動調整本部(本部長:知事)

<u>災害が発生した市町村の消防の応援等のため、府及び市町村が実施する措置の総合調整及び関係</u>機関との連絡を行うための組織のこと。

※2 広域防災連絡会議(本部長:災害対策課長)

広域的支援部隊(緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊災害派遣部隊など)の派遣を要請した場合に、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、各機関の総合的な連携・調整を図ることを目的とする会議のこと。(大阪府広域的支援部隊受入計画)

堺市地域防災計画(新)

第7節 医療救護活動

市、府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を含む)を実施する。次に、災害時の医療救護活動における負傷者対応の概括的な流れを示す。

(略)

第2 現地医療対策

- 2 現地医療活動
- (3) 現地医療活動の継続

市は、府の災害医療コーディネーターとも連携し、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

(略)

第3 後方医療対策

- 3 災害医療機関の役割
- (1) 災害拠点病院
- ア 地域災害拠点病院(堺市立総合医療センター)

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- ① 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- ② 医療救護班の受入れ、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣
- ③ 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(略)

第8節 交通規制 · 緊急輸送活動

第1 陸上輸送

- 1 緊急交通路の確保
- (3) 緊急交通路確保のための措置
- ア 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者
- 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その

第7節 医療救護活動

市、府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を含む)を実施する。<u>また、災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンなどを含む)に対して適宜助言及び支援を求める。</u>次に、災害時の医療救護活動における負傷者対応の概括的な流れを示す。

(略)

第2 現地医療対策

2 現地医療活動

(略)

(3) 現地医療活動の継続

市は、府の災害医療コーディネーター<u>(災害時小児周産期リエゾンなどを含む)</u>とも連携し、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。(略)

第3 後方医療対策

- 3 災害医療機関の役割
- (1) 災害拠点病院
- ア 地域災害拠点病院(堺市立総合医療センター) 地域災害拠点病院は次の活動を行う。
- ① 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の 受入れと高度医療の提供
- ② 災害派遣医療チーム (DMAT) や医療救護班の受け入れや派遣及びこれに係る調整
- ③ 地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援

(略)

第8節 交通規制 · 緊急輸送活動

第1 陸上輸送

- 1 緊急交通路の確保
 - (3) 緊急交通路確保のための措置
 - ア 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者
 - ① 点檢

使用可能な緊急交通路を把握するため、自動車、自転車、バイク等の多様な移動手段の活用

結果を災害対策本部、国、府及び府警察に連絡する。 (略)

5 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置 (略)

第10節 ライフライン・放送の確保

- 第2 各事業者における対応
- 1 上水道
 - (1) 応急措置

<u>被害の拡大の恐れがある場合</u>、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防局、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急給水及び復旧

(略)

- エ 被害状況等によっては、日本水道協会大阪府支部、19大都市水道局災害相互応援に関する 覚書の応援幹事都市等を通じて他の公共団体に協力を要請する。
- (3) 広報

被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、上下水道局のホームページやSN S等の広報媒体もあわせて活用し、幅広い広報に努める。

- 2 下水道
- (2) 応急復旧
- ア 被害状況に応じて、効率的・計画的に復旧を行う。
- イ 被害状況等においては、<u>災害時支援大都市連絡会議設置要綱</u>や下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせに基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。
- (3) 広報

被害状況等を関係機関、報道機関に伝達するほか、上下水道局のホームページやSNS等の

堺市地域防災計画 (新)

<u>による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、</u>道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を災害対策本部、国、府及び府警察に連絡する。

(略)

- 5 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置 (略)
- 6 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流 上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。 (略)

第10節 ライフライン・放送の確保

- 第2 各事業者における対応
- 1 上水道
 - (1) 応急措置

被害が発生した場合、施設機能確保のための措置を講じる。また、被害の拡大により周辺地域 に影響を及ぼす恐れがある場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消 防局、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急給水及び復旧

(略)

- エ 被害状況等によっては、日本水道協会大阪府支部長、19大都市水道局災害相互応援に関する覚書の応援幹事都市等を通じて他の公共団体に協力を要請する。
- (3) 広報

被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、上下水道局のホームページやSNS等の広報媒体もあわせて活用し、幅広い広報を実施する。

- 2 下水道
- (2) 応急復旧
- ア 被害状況に応じて、効率的・計画的に復旧を行う。
- イ 被害状況等においては、<u>下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール</u>や 下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせに基づき、他の下水道管理者から支援 を受ける。
- (3) 広報

被害状況等を関係機関、報道機関に伝達するほか、上下水道局のホームページやSNS等の

広報媒体もあわせて活用し、幅広い広報に努める。

(略)

- 3 電力(関西電力株式会社)
 - (2) 応急供給

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等<u>の集約により</u>総合的に被害状況の把握に努める。 (略)

- (3) 広報
- **ア** 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを 必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

(略)

- 4 ガス (大阪ガス株式会社)
- (3) 広報

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。 (略)

第11節 交通の安全確保

- 第2 各施設管理者における対応
- 1 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市<u>交通局</u>)

(略)

第14節 指定避難所の開設・運営

第1 指定避難所の開設

避難の受入れが必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための<mark>災害地区班</mark>員を派遣し、指定避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、<mark>災害地区班</mark>員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

(略)

堺市地域防災計画 (新)

広報媒体もあわせて活用し、幅広い広報を実施する。

(略)

- 3 電力(関西電力株式会社)
 - (2) 応急供給
 - ア 電力設備被害状況、一般被害情報等<u>を集約するための体制、システムを整備し、</u>総合的に被害状況の把握に努める。

(略)

- (3) 広報
- <u>ア</u>二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを 必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加 之て、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広 報に努める。

(略)

- 4 ガス (大阪ガス株式会社)
- (3) 広報

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。 加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の 広報に努める。

(略)

第11節 交通の安全確保

- 第2 各施設管理者における対応
- 1 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、大阪市<u>高速電気軌道株式会社</u>)

(略)

第14節 指定避難所の開設・運営

第1 指定避難所の開設

避難の受入れが必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための避難所対応職員を派遣し、指定避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、避難所対応職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

- 1 指定避難所の開設基準
- (1) 災害の発生又は発生する恐れがあるとき。
- (2) 災害対策本部又は区対策本部が開設を決定したとき。
- (3) その他、市長が必要と認めるとき。

(略)

3 開設の留意点

(略)

- 第2 指定避難所の管理、運営
- 2 指定避難所の管理、運営の留意点

(略)

また、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや性的マイノリティの方等被災者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

(1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握<mark>に努める</mark>。

(略)

(4) 生活環境を常に良好なものとするよう配慮する

(6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生 状態の把握に努め、必要な措置を講じる

(略)

- (8) 相談窓口の設置(女性の相談員の配置に配慮する。)
- (9) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者へ配慮した運営に努める

(略)

(12) 生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供

(略)

(16) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に

堺市地域防災計画 (新)

- 1 指定避難所の開設基準
- (1) 次の何れにも該当し、台風による暴風に備えた市民の自主避難のため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。
- ア 本市の区域内において暴風警報が発表されていること。
- イ 本市の区域内に台風の暴風域が入ると予想されること。
- (2) 本市の区域内において河川の氾濫、土砂災害若しくは高潮に係る避難情報が発令されているとき、又はその可能性が高いとき。
- (3) (1)、(2) に掲げる場合のほか、風水害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。

(略)

3 開設の留意点

(略)

(5) 風水害時指定避難所開設中に、地震等が発生した場合、速やかに地震時の避難所運営体制に切り替える。

(略)

- 第2 指定避難所の管理、運営
- 2 指定避難所の管理、運営の留意点

(略)

また、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや性的マイノリティの方等被災者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握<u>並びに府へ報告</u>。
- (略)
- (4) 生活環境を常に良好なものとする<u>ための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握</u> (略)
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保<u>状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、</u> 洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等 及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに、必要な措置<u>(多言語対応等)の実</u> 施

(略)

- (8) 相談窓口の設置(女性の相談員の配置)
- (9) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮

(略)

(12) <u>女性</u>用品、粉ミルク、<u>液体ミルク、</u>離乳食などの提供

関する役割分担等を定めるよう努めること。

(<u>17</u>) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(略)

- 4 避難者及び避難所の生活環境の押提
- (1) 市は、避難場所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び事等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、府等への報告を行う。
- (2) 市は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握を行う。
- (3) 避難の長期化等に応じて必要な措置を講ずるため、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の 有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、 ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握を行う。 (略)

第15節 緊急物資の供給

- 第1 給水活動
- 1 市における給水活動
 - (1) 被害状況の把握

災害が発生し、給水機能が停止すると判断される場合又は停止した場合は、<u>応急給水班は直ち</u> <u>に被害状況を把握し、</u>給水活動体制の確立を図る。

(2) 応急給水用資器材の確保

応急給水活動に使用できる現有の車両及び資器材のほか、他市の応援又は災害協定の締結企業等の協力を得てその確保を図る。

(略)

3 大都市水道局への要請

19大都市水道局災害相互応援に関する覚書による応援幹事都市に応援を要請する。

- 第2 食料・生活必需品の供給
 - 3 府等への供給要請

堺市地域防災計画 (新)

(略)

- (16) アレルギーのある者、宗教上の食事に制限のある者への配慮
- (<u>17</u>) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に<u>指定</u>避難所運営に関する役割分担等を定める。
- (<u>18</u>) 各<u>指定</u>避難所の運営者とともに、<u>指定</u>避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換<mark>を行う</mark>。

(略)

第15節 緊急物資の供給

- 第1 給水活動
- 1 市における給水活動
 - (1) 被害状況の把握

災害が発生し、給水機能が停止すると判断される場合又は停止した場合は<u>被害状況を把握し、</u> <u>応急給水班は直ちに</u>給水活動体制の確立を図る。

(2) 応急給水用資器材の確保

応急給水活動に使用できる現有の車両及び資器材のほか、<u>他都市</u>の応援又は災害協定の締結企業等の協力を得てその確保を図る。

(略)

3 他都市水道局への要請

<u>日本水道協会大阪府支部長を通じて他都市への応援を要請するとともに</u>19大都市水道局災害相 互応援に関する覚書による応援幹事都市に応援を要請する。

4 協定締結先の民間事業者への要請

災害協定を締結している民間事業者に対して、応急給水等の支援を要請する。

- 第2 食料・生活必需品の供給
- 3 府等への供給要請

(略)

他の市町村、近畿農政局(大阪農政事務所)、日本赤十字社大阪府支部、大阪府LPガス協会、災害協定市及び関連事業所に応援要請した場合は、府に報告する。

(略)

第16節 保健衛生活動

(略)

第1 防疫活動

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という)及び 災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局通知)に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人 権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

- 1 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び指定感染症の発生及びまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。
- ※ 一類感染症(エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱)、二類感染症(急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。))、三類感染症(コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス)

(略)

3 次の感染症予防活動を実施する。

(略)

4 感染症予防対策に必要な薬品を調達、確保する。

(略)

6 自らの感染症予防対策が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。

(略)

第5 応援要請

<u>感染症予防</u>活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、市は府等に応援を要請する。

堺市地域防災計画(新)

(略)

他の市町村、近畿農政局(大阪府拠点)、日本赤十字社大阪府支部、大阪府LPガス協会、災害協定市及び関連事業所に応援要請した場合は、府に報告する。

(略)

第16節 保健衛生活動

(略)

府は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整 等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣を行う。

第1 防疫活動

市<u>及び府</u>は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という) 及び災害防疫実施要綱(昭和 40 年厚生省公衆衛生局通知)に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等 の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

- 1 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症などの発生及びまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。
- ※ 一類感染症(エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱)、二類感染症(急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。))、三類感染症(コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス)

(略)

3 次の防疫活動を実施する。

(略)

4 防疫に必要な薬品を調達、確保する。

(略)

6 自らの

防疫が十分ではないと認められるときは、

府に協力を要請する。

(略)

第5 応援要請

防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、市 は府等に応援を要請する。

第6 動物保護等の実施

市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

(略)

第17節 避難行動要支援者支援

第2 被災した高齢者、障害者等の要配慮者への支援活動

第19節 住宅の応急確保

第3 応急仮設住宅の建設

市は府の委任により、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、<mark>応急</mark>仮設住宅を<mark>建設し、</mark>供与する。

- 1 応急仮設住宅の管理は、市及び府で協力して行う。
- 2 市は、府と協力して集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 4 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第5 みなし応急仮設民間賃貸住宅

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、<u>応急</u>仮設住宅の<u>建設</u> のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を 借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

第4 応急仮設住宅の運営管理

市は、<u>各応急</u>仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、<u>応急</u>仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を<u>始</u>めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第6 公共住宅への一時入居

府の委任による<u>応急</u>仮設住宅の建設及び<u>みなし応急</u>仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ず

堺市地域防災計画 (新)

第6 動物保護等の実施

市・府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガ <u>イドライン」に基づき、</u>相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 (略)

第17節 避難行動要支援者支援

- 第2 被災した高齢者、障害者等の要配慮者への支援活動
- 4 多言語支援センターの設置

市は、外国人等の日本語を十分に理解できない要配慮者のために、大規模な被害が発生した場合 は、必要に応じて多言語支援センターを開設し、外国人等の被災情報の収集、多言語による災害情 報の提供、外国人等の相談窓口の設置等を行う。

(略)

第19節 住宅の応急確保

第3 建設型仮設住宅の建設

市は府の委任により、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、 住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、 建設型仮設住宅(建設して供与するものをいう。) を供与する。

- 1 建設型住宅の管理は、市及び府で協力して行う。
- 2 市は、府と協力して集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 入居者に建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 4 高齢者、障害者に配慮した建設型仮設住宅を建設するよう努める。

第4 民間賃貸住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、<u>建設型</u>仮設住宅の<u>供</u> <u>与</u>のみでは膨大な応急<u>仮設</u>住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸 住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅(以下「借上型仮設住宅」という。)を積極的に活用する。

第5 借上型仮設住宅の運営管理

市は、<u>府の委任により、借上型</u>仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、<u>借上型</u>仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を<u>はじ</u>めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、借上型仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第6 公共住宅への一時入居

府の委任による<u>建設型</u>仮設住宅の建設及び<u>借上型</u>仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、住宅供給公社・<u>独立行政法人</u>都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の

る。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、 専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制 を組織化する。
- 2 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家<mark>情報</mark>の把握に努める とともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。 (略)

第21節 廃棄物の処理

第2 ごみ処理

- 1 初期活動
 - (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理量の推計・把握する。
- 第3 災害廃棄物等処理
- 2 処理活動
- (6) 府(循環型社会推進室)、公益社団法人大阪府産業<mark>廃棄物</mark>協会及び近隣市に協力を要請する。 (略)

第23節 自発的支援の受入れ

第1 災害発生時におけるボランティアの活動

市、堺市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティ ア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者ニーズに応えて円滑に活 動できるよう対応する。

(略)

堺市地域防災計画(新)

措置を講ずる。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、 被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- 2 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家<u>状況</u>の把握に努める とともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。 (略)

第21節 廃棄物の処理

第2 ごみ処理

- 1 初期活動
 - (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理量を推計・把握する。
- 第3 災害廃棄物等処理
- 2 処理活動
- (6) 府(循環型社会推進室)、公益社団法人大阪府産業<u>資源循環</u>協会及び近隣市に協力を要請する。 (略)

第23節 自発的支援の受入れ

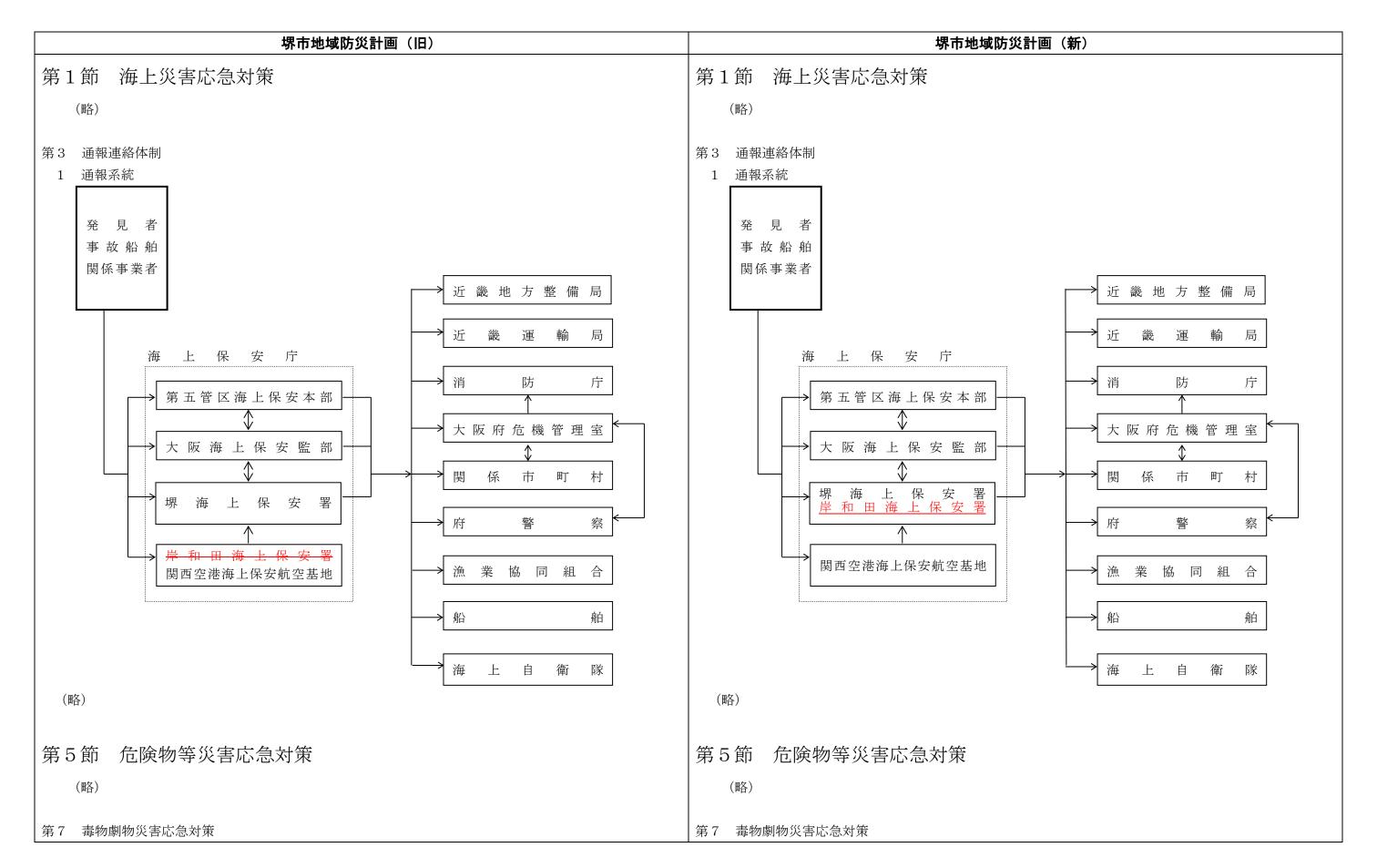
第1 災害発生時におけるボランティアの活動

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織(NPO法人・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

<u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</u>

<u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活</u> 環境について配慮するものとする。

堺市地域防災計画修正案 新旧対照表 災害復旧・復興対策編 第 1 章 生活の安定



堺市地域防災計画(旧)

2 市(危機管理室・健康福祉局・消防局)

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(略)

第6節 高層建築物、市街地災害応急対策

(略)

第5 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報し、知事 は、市長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、府内(生駒山地の山頂部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が10m/s以上となる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

(略)

第7節 放射線災害応急対策

第1 市の組織動員

(略)

第10 指定避難所の開設及び運営

市長は、国の指示又は独自に避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、指定避難所を指定し、 周知する。また、指定避難所を指定した場合は、速やかに災害地区班員等を派遣し、指定避難所を開

堺市地域防災計画(新)

- 2 市 (危機管理室・健康福祉局・消防局)
- (1) 毒物劇物施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生 上危害が発生し、又は、そのおそれがある際は、施設等の管理責任者に対し、危害を防止するた めの除毒等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(略)

第6節 高層建築物、市街地災害応急対策

(略)

第5 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報し、知事は、市長に伝達する。

(1) 通報基準

大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、 通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通 報しないことがある。

(2) 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況としてに通報する。この際、火災気 象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事 項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」を発表した場合は、その発表 を以て火災気象通報に代える。

(略)

第7節 放射線災害応急対策

第1 市の組織動員

(略)

第10 指定避難所の開設及び運営

市長は、国の指示又は独自に避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、指定避難所を指定し、 周知する。また、指定避難所を指定した場合は、速やかに<mark>避難所対応職</mark>員等を派遣し、指定避難所を

| 堺市地域防災計画(旧) | 堺市地域防災計画(新) |
|--|---|
| 設する。 | 開設する。 |
| (略) | (略) |
| 第8節 林野火災応急対策 (略) | 第8節 林野火災応急対策 (略) |
| 第4 火災の警戒 1 火災気象通報 大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき(実強湿度が 60%以下で、 最小湿度が 40%以下となり、府内(生駒山地の山頂部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10 分 関平均風速の最大値)が 10m/s 以上となる見込みのとき)は、知事に通報し、知事は、市長に伝達する。 (ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。) (略) | 第4 大災の警戒 1 火災気象通報 大阪管医気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報し、知事は、市技に伝達する。 (1) 遊艇基準 大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。 (2) 通報内容及び時刻 毎日5 時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況としてに通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。 また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」を発表した場合は、その発表を以て火災気象通報に代える。 (略) |

堺市地域防災計画(旧)

第1節 復旧事業の推進

市及び防災関係機関は、住民の意向を尊重し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進するものとする。 (略)

第5 特定大規模災害

府は、特定大規模災(著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害) を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興 のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行う。 (略)

第2節 被災者の生活確保

第1 罹災証明書の発行・交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

(略)

第2 災害弔慰金等の支給

【危機管理室、健康福祉局】

(略)

第3 災害援護資金・生活資金等の貸付

【危機管理室、健康福祉局】

(略)

第5 住宅の確保

3 公共住宅の供給促進

市は、民間、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空き家活用

(略)

堺市地域防災計画(新)

第1節 復旧事業の推進

市<u>、府</u>及び防災関係機関は、住民の意向を尊重し<u>つつ緊密に連携し</u>、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進するものとする。

(略)

第5 特定大規模災害

府は、特定大規模災(著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害)を受けた市<u>又は市長</u>から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市<u>又は市長</u>に代わって工事を行う<u>ことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う</u>。

(略)

第2節 被災者の生活確保

第1 罹災証明書の発行・交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度の調査にあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 (略)

第2 災害弔慰金等の支給

【危機管理室、健康福祉局、区役所】

(略)

第3 災害援護資金・生活資金等の貸付

【危機管理室、健康福祉局、区役所】

(略)

第5 住宅の確保

3 公共住宅の供給促進

市は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・<u>独立行政法人</u>都市再生機構住宅の空き家活用

堺市地域防災計画(旧)

(3) 特定優良賃貸住宅の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅の空き家へのあっ旋を行う。 (略)

5 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

(略)

第6 被災者生活再建支援金

【危機管理室、健康福祉局】

(略)

第3節 中小企業の復興支援

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(略)

第4節 農林漁業関係者の復興支援

第2 資金の融資

- 1 天災融資資金 (天災融資法)
- (1) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。
- 2 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合 に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。 府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

(略)

堺市地域防災計画(新)

(3) 特定優良賃貸住宅の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅<u>、高齢者向け優良賃貸住宅</u>の空き 家へのあっ旋を行う。

(略)

5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

(略)

第6 被災者生活再建支援金

【危機管理室、健康福祉局、区役所】

(略)

第3節 中小企業の復興支援

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

なお、市及び府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(略)

第4節 農林漁業関係者の復興支援

第2 資金の融資

1 天災融資資金(天災融資法)

天災により経営に著しい影響を受けた農林水産業者に低利の経営資金を融資する。発動主体は国で、府県をまたがる災害に適用される。

2 大阪府農林漁業経営安定資金

天災により経営に著しい影響を受けた農林水産業者に低利の経営資金を融資する。発動主体は府で、市町村をまたがる災害に適用される。

3 農林漁業セーフティネット資金

天災により経営に著しい影響を受けた農林水産業者に低利の経営資金を融資する。発動主体は日本政策金融公庫。

堺市地域防災計画(旧)

第5節 ライフライン等の復旧

第1 道路

被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を作成する。

復旧計画の策定にあたっては、ライフライン事業者を含む被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

第2 上水道•工業用水道

水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

復旧計画の策定にあたっては、医療機関等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、 各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

単独復旧が困難な場合、日本水道協会大阪府支部、19大都市水道災害相互応援に関する覚書の応援幹事都市等を通じて、他の公共団体に協力を要請する。また、災害協定の締結企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。

第3 下水道

下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。 単独復旧が困難な場合、日本下水道協会等を通じて、他の公共団体に協力を要請する。また、災害協定の締結企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。

堺市地域防災計画 (新)

第5節 ライフライン等の復旧

第1 道路

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を作成する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン事業者を含む被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

第2 上水道·工業用水道

1 復旧計画

- (1) 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、医療機関等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、日本水道協会大阪府支部、19大都市水道災害相互応援に関する覚書の応援幹事都市等を通じて、他の公共団体に協力を要請する。また、災害協定の締結企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。

2 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

第3 下水道

1 復旧計画

- (1) 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、日本下水道協会等を通じて、他の公共団体に協力を要請する。また、 災害協定の締結企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。

2 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加え

堺市地域防災計画(旧)

堺市地域防災計画 (新)

て、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

第4 電力

被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、 指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘 案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。

設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止 に努める。

第5 ガス

被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。

関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。

ア 復旧時における仮配管及び導管地中残置。(ただし、緊急時で一時的なものに限る。)

イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付申請の迅速化。

第6 電気通信

【西日本電信電話株式会社(大阪支店)、KDDI株式会社(関西総支社)】

復旧にあたっては、被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

第4 電力

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- (3) 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

2 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 ガス

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (5) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
- ア 復旧時における仮配管及び導管地中残置。(ただし、緊急時で一時的なものに限る。)
- イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付申請の迅速化。

2 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第6 電気通信

【西日本電信電話株式会社(大阪支店)、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社】

1 復旧計画

- (1) 復旧にあたっては、被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則と

するが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

2 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。

第7 共同溝·電線共同溝

被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を 策定する。

復旧計画の策定に当たっては、ライフライン事業者を含む被災状況、道路状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

第8 放送

被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やか に復旧計画を作成する。

復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。

被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関 を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者 に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

第9 鉄道

鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。

復旧にあたり、可能な限り区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

(略)

第7 共同溝·電線共同溝

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、ライフライン事業者を含む被災状況、道路状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

第8 放送

1 復旧計画

- (1) 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- (2) 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- (3) 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

2 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

第9 鉄道

1 復旧計画

- (1) 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- (2) 復旧にあたり、可能な限り区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

堺市地域防災計画修正案 新旧対照表 付編:南海トラフ地震防災対策推進計画

| 堺市地域防災計画(旧) | 堺市地域防災計画(新) |
|---------------|---|
| 第1節 総則 | 第1節 総則 |
| (略) | (略) |
| (44) | (PH) |
| | 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 |
| | |
| | 第1 南海トラフ地震に関連する情報 |
| | <u>南海トラフ地震に関連する情報については、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連</u> 解説情報」の情報名称で気象庁が発表する。 |
| | 「南海トラフ地震に関する情報」の名称及び発表条件 |
| | 情報名 |
| | 南海トラフ地震臨時情報 ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が |
| | 南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査 |
| | を開始した場合、又は調査を継続している場合 |
| | ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 南海トラフ州電関連解説情報 ○観測された異常な現象の調本結果を発表した後の出現 |
| | 南海トラフ地震関連解説情報 ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況 の推移等を発表する場合 |
| | □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ |
| | 合における調査結果を発表する場合(ただし、南海トラフ |
| | 地震臨時情報を発表する場合を除く) |
| | |
| | 第2 南海トラフ地震臨時情報について 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、 |
| | またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連 |
| | 性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表する。また、気象庁に設置した |
| | 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。 |
| | 1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) |
| | <u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出され</u> |
| | た場合に発表 |
| | 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) |
| | 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以 外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレ |
| | ートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプ |
| | レート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表 |

付編:南海トラフ地震防災対策推進計画

| 堺市地域防災計画(旧) | 堺市地域防災計画(新) |
|-------------|---|
| | 3 南海トラフ地震臨時情報(調査終了) |
| | 上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表 |
| | 第3 防災対応について 第3 防災対応について |
| | 府、市町村をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)の |
| | 発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと |
| | 評価された南海トラフ地震(以下「後発地震」という。)に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災 |
| | 対応を行うとともに、住民等へ周知する。 |
| | 1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合 |
| | 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間(当 |
| | 該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。)、以下の警戒措置等を行う。 |
| | (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域に |
| | おける、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保 |
| | (2) 日頃からの地震の備えの再確認 (家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否 |
| | 確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等) |
| | (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検 |
| | 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合 |
| | 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート |
| | 境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平 |
| | 洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿い |
| | <u>の想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異</u> |
| | なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。 |
| | (1) 日頃からの地震の備えの再確認(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否 |
| | 確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等) |
| | (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検 |
| | 第4 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について |
| | 1 伝達情報及び系統 |
| | (1) 南海トラフ地震臨時情報 (調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意) |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

付編:南海トラフ地震防災対策推進計画

